附録第七号　戸籍記載例（第三十三条関係）　番号を括弧付きで示したものは，先例により認められたものである。

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
	1　出　　生　（1　出　　生）							
1	嫡出子の出生届	本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	平成四年壱月拾日東京都千代田区で出生同月拾四日父届出入籍㊞	出　生	【出生日】平成４年１月１０日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成４年１月１４日 【届出人】父	
2		非本籍地	同　上	同　上	平成四年壱月拾日埼玉県浦和市で出生同月拾四日父届出同月拾八日同市長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成４年１月１０日 【出生地】埼玉県浦和市 【届出日】平成４年１月１４日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成４年１月１８日 【受理者】埼玉県浦和市長	
(1)	航海日誌の謄本の送付	同上	同　上	同　上	平成六年参月八日神戸港から横浜港間の船舶日本丸で出生同月拾日航海日誌の謄本提出同月弐拾日横浜市中区長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成６年３月８日 【出生地】神戸港から横浜港間の船舶日本丸 【航海日誌謄本提出日】平成６年３月１０日 【送付を受けた日】平成６年３月２０日 【受理者】横浜市中区長	
(2)	電車内で出生した嫡出子の出生届	同上	同　上	同　上	平成五年八月拾六日新幹線新富士駅から静岡駅間の電車で出生同月拾八日母届出同月弐拾日静岡市長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成５年８月１６日 【出生地】新幹線新富士駅から静岡駅間の電車 【届出日】平成５年８月１８日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成５年８月２０日 【受理者】静岡市長	
(3)	名未定の嫡出子の出生届	本籍地	同　上	同　上	平成八年五月拾八日東京都千代田区で出生名未定同月弐拾六日助産師丙原松子届出入籍㊞	出　生	【出生日】平成８年５月１８日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成８年５月２６日 【届出人】助産師　丙原松子 【特記事項】名未定	
(4)	名の追完届	同上	同　上	同　上	平成八年六月七日名追完父届出㊞	追　完	【追完日】平成８年６月７日 【追完の内容】名 【届出人】父 【従前の記録】 【特記事項】名未定	
						追　完	【追完日】平成８年６月７日 【追完の内容】名 【届出人】父 【記録の内容】 【名】啓太郎	

付録第二十五号　第七十三条第一項の書面の記載例（第七十三条第六項関係）

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
⑸	父母離婚後に出生した嫡出子の出生届	同上	同　上	同　上	平成四年四月拾日東京都千代田区で出生同月拾五日母届出入籍㊞ 親権者母㊞	出　生 親　権	【出生日】平成４年４月１０日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成４年４月１５日 【届出人】母 【親権者】母	
⑹	父未定の子の出生届	同上	後夫及び母の戸籍	同　上	平成六年四月弐日横浜市中区で出生父未定同月九日母届出入籍㊞	出　生	【出生日】平成６年４月２日 【出生地】横浜市中区 【届出日】平成６年４月９日 【届出人】母 【特記事項】父未定	
⑺	出生届出未済の子について，前夫の嫡出子否認の裁判の謄本を添付して後夫からされた嫡出子の出生届	非本籍地	父母の戸籍	同　上	平成四年弐月拾弐日埼玉県浦和市で出生同年六月弐拾日父届出（平成四年六月拾弐日甲野義太郎の嫡出子否認の裁判確定）同月弐拾参日同市長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成４年２月１２日 【出生地】埼玉県浦和市 【届出日】平成４年６月２０日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成４年６月２３日 【受理者】埼玉県浦和市長 【特記事項】平成４年６月１２日甲野義太郎の嫡出子否認の裁判確定	注1
3	嫡出子の出生届（国籍留保とともに届出があった場合）	在外公館	同　上	同　上	平成九年九月拾五日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同月弐拾日父国籍留保とともに届出同年拾月拾五日在サンパウロ総領事から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成９年９月１５日 【出生地】ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】平成９年９月２０日 【届出人】父 【国籍留保の届出日】平成９年９月２０日 【送付を受けた日】平成９年１０月１５日 【受理者】在サンパウロ総領事	
4	同上（天災その他届出義務者の責めに帰することのできない事由により期間経過後に国籍留保とともに届出があった場合）	同上	同　上	同　上	平成拾参年壱月弐拾日ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市で出生同年四月参拾日父国籍留保とともに届出（責めに帰することのできない事由のため期間経過）同年五月弐拾日在サンパウロ総領事から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成１３年１月２０日 【出生地】ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市 【届出日】平成１３年４月３０日 【届出人】父 【国籍留保の届出日】平成１３年４月３０日 【送付を受けた日】平成１３年５月２０日 【受理者】在サンパウロ総領事 【特記事項】責めに帰することのできない事由のため期間経過	
⑻	日本の在外公館の職員を父として生地主義国で出生した嫡出子の出生届	同上	同　上	同　上	平成七年九月八日アメリカ合衆国ワシントン市で出生同月拾八日父（同国駐在大使館職員）届出同年拾月弐日在ニューヨーク総領事から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成７年９月８日 【出生地】アメリカ合衆国ワシントン市 【届出日】平成７年９月１８日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成７年１０月２日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【特記事項】父アメリカ合衆国駐在大使館職員	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
⑼	管轄局の指示を得て受理した嫡出子の出生届	本籍地	同　上	同　上	平成八年八月拾日東京都千代田区で出生平成拾五年五月拾日父届出同月弐拾日入籍㊞	出　生	【出生日】平成８年８月１０日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成１５年５月１０日 【届出人】父 【入籍日】平成１５年５月２０日	
⑽	非本籍地で受理の出生届が本籍地へ未着のため届出人から申出があった場合	非本籍地	同　上	同　上	平成五年壱月拾八日京都市上京区で出生同月弐拾日父届出平成七年弐月拾日同区長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成５年１月１８日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成５年１月２０日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成７年２月１０日 【受理者】京都市上京区長	
⑾	年長者の出生届により弟（妹）についてする父母との続柄の訂正		同　上	弟(妹)の身分事項欄	兄（姉）の出生届により平成五年五月拾参日父母との続柄訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成５年５月１３日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】兄（姉）の出生届出 【従前の記録】 【父母との続柄】長男（長女）	
5	戸籍法62条による嫡出子の出生届	本籍地	同　上	子の身分事項欄	平成六年拾壱月参拾日東京都千代田区で出生同年拾弐月拾日父母届出入籍㊞	出　生	【出生日】平成６年１１月３０日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成６年１２月１０日 【届出人】父母	
6		非本籍地	同　上	同　上	平成六年拾壱月参拾日山梨県山梨市で出生同年拾弐月拾日父母届出同月拾四日同市長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成６年１１月３０日 【出生地】山梨県山梨市 【届出日】平成６年１２月１０日 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成６年１２月１４日 【受理者】山梨県山梨市長	
7	嫡出でない子の出生届	本籍地	母の戸籍	同　上	平成五年弐月弐拾壱日京都市上京区で出生同年参月弐日母届出入籍㊞	出　生	【出生日】平成５年２月２１日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成５年３月２日 【届出人】母	
8		非本籍地	同　上	同　上	平成五年弐月弐拾壱日千葉市中央区で出生同年参月弐日同居者丙原正作届出同月五日同区長から送付入籍㊞	出　生	【出生日】平成５年２月２１日 【出生地】千葉市中央区 【届出日】平成５年３月２日 【届出人】同居者　丙原正作 【送付を受けた日】平成５年３月５日 【受理者】千葉市中央区長	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
9	嫡出でない子の出生届（母につき新戸籍を編製する場合）	非本籍地	母の新戸籍	戸籍事項欄	平成六年拾弐月拾日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成６年１２月１０日	
10				母の身分事項欄	子の出生届出平成六年拾弐月拾日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	子の出生	【入籍日】平成６年１２月１０日 【入籍事由】子の出生届出 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
11				子の身分事項欄	平成六年拾壱月弐拾八日京都市上京区で出生同年拾弐月弐日母届出同月拾日同区長から送付入籍㊞	出　　生	【出生日】平成６年１１月２８日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成６年１２月２日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成６年１２月１０日 【受理者】京都市上京区長	
12			母の従前の戸籍	母の身分事項欄	平成六年拾弐月弐日子の出生届出同月拾日京都市上京区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	子の出生	【届出日】平成６年１２月２日 【除籍事由】子の出生届出 【送付を受けた日】平成６年１２月１０日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	
⑿	離婚後300日以内に出生した届出未済の子について，父子関係不存在確認の裁判の謄本を添付して母からされた嫡出でない子の出生届	本籍地	母の戸籍	子の身分事項欄	平成参年八月拾壱日東京都千代田区で出生同年拾弐月拾九日母届出（平成参年拾弐月九日甲野義太郎との親子関係不存在確認の裁判確定）入籍㊞	出　　生	【出生日】平成３年８月１１日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成３年１２月１９日 【届出人】母 【特記事項】平成３年１２月９日甲野義太郎との親子関係不存在確認の裁判確定	注1
⒀	嫡出でない子の出生届（事実主義法制に基づき父の氏名を戸籍に記載する場合）	同上	同　上	同　上	平成弐年五月拾日東京都千代田区で出生（父国籍フィリピン共和国西暦千九百五拾七年六月弐日生）同月拾六日母届出入籍㊞	出　　生	【出生日】平成２年５月１０日 【出生地】東京都千代田区 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の生年月日】西暦１９５７年６月２日 【届出日】平成２年５月１６日 【届出人】母	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
⑭	嫡出でない子の父の氏名が戸籍に記載されていない場合において，事実主義法制に基づき父の氏名を記載する旨の追完届	同上	同　上	同　上	平成弐年六月五日父（国籍フィリピン共和国西暦千九百五拾七年六月弐日生）の氏名追完母届出㊞	出　生	【出生日】平成２年５月１０日 【出生地】東京都千代田区 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の生年月日】西暦１９５７年６月２日 【届出日】平成２年５月１６日 【届出人】母	
						追　完	【追完日】平成２年６月５日 【追完の内容】父の国籍，生年月日 【届出人】母 【記録の内容】 【父の国籍】フィリピン共和国 【父の生年月日】西暦１９５７年６月２日	
						追　完	【追完日】平成２年６月５日 【追完の内容】父の氏名 【届出人】母 【記録の内容】 【父】アーティアート，サムエル	
⑮	棄児発見調書による場合		子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年八月参日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成１３年８月３日	
⑯				子の身分事項欄	平成拾参年六月四日出生同年八月参日東京都千代田区長届出入籍㊞	出　生	【出生日】平成１３年６月４日 【届出日】平成１３年８月３日 【届出人】東京都千代田区長	
⑰	棄児の引取りによる訂正申請		同　上	戸籍事項欄	平成五年拾月七日消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成５年１０月７日	
⑱				子の身分事項欄	平成五年拾月五日父東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎引取同月七日申請消除㊞	引取り	【引取日】平成５年１０月５日 【引取人】父 【引取人の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【引取人氏名】甲野義太郎 【申請日】平成５年１０月７日 【消除事由】引取り	
⑲	外国人母の出生した子について，日本人父から戸籍法62条による嫡出子の出生届がされた場合	父の本籍地	父の戸籍	父の身分事項欄	平成参年七月拾日国籍フィリピン共和国アーティアート、サムエル（西暦千九百九拾年壱月弐拾日生母アーティアート、ミラー）を認知届出の効力を有する出生届出㊞	認　知	【届出日】平成３年７月１０日 【届出の性質】認知届出の効力を有する出生届出 【認知した子の氏名】アーティアート，サムエル 【認知した子の国籍】フィリピン共和国 【認知した子の生年月日】西暦１９９０年１月２０日 【認知した子の母の氏名】アーティアート，ミラー	

注１　婚姻，縁組，転籍等による新戸籍又は入籍戸籍に出生事項を移記する場合は，括弧書きの部分を除いて移記する。

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
	2　認　　知		（2　認　　知）					
13	認　　知　　届	父の本籍地	父の戸籍	父の身分事項欄	平成四年壱月八日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出㊞	認　　知	【認知日】平成４年１月８日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子	
14			母の戸籍	子の身分事項欄	平成四年壱月八日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知届出同月拾日同区長から送付㊞	認　　知	【認知日】平成４年１月８日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 【送付を受けた日】平成４年１月１０日 【受理者】東京都千代田区長	
⑳	胎内にある子の認　　知　　届	母の本籍地	父の戸籍	父の身分事項欄	平成八年五月弐拾日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を胎児認知届出同年六月弐拾四日同区長から送付㊞	認　　知	【胎児認知日】平成８年５月２０日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子 【送付を受けた日】平成８年６月２４日 【受理者】京都市上京区長	注2
㉑			母の戸籍	子の身分事項欄	平成八年六月八日東京都千代田区で出生同月拾九日母届出同月弐拾壱日同区長から送付入籍㊞ 平成八年五月弐拾日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎胎児認知届出㊞	出　　生	【出生日】平成８年６月８日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成８年６月１９日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成８年６月２１日 【受理者】東京都千代田区長	
						認　　知	【胎児認知日】平成８年５月２０日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	
㉒	遺言による認知届	父の本籍地	父の戸籍	父の身分事項欄	平成六年参月弐拾日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知同月参拾日遺言執行者丙原仁助届出㊞	認　　知	【認知日】平成６年３月２０日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子 【届出日】平成６年３月３０日 【届出人】遺言執行者　丙原仁助	
㉓			母の戸籍	子の身分事項欄	平成六年参月弐拾日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍亡義太郎認知同月参拾日遺言執行者丙原仁助届出同年四月壱日同区長から送付㊞	認　　知	【認知日】平成６年３月２０日 【認知者氏名】亡　甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 【届出日】平成６年３月３０日 【届出人】遺言執行者　丙原仁助 【送付を受けた日】平成６年４月１日 【受理者】東京都千代田区長	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㉔	死亡した子の認知届	同上	父の戸籍	父の身分事項欄	平成七年四月五日京都市上京区小山初音町十八番地亡乙野梅子を認知届出㊞	認　知	【認知日】平成７年４月５日 【認知した子の氏名】亡　乙野梅子 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子	
㉕			死亡した子の除かれた戸籍	子の身分事項欄	平成七年四月五日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄認知届出同月七日同区長から送付（直系卑属乙野広造）㊞	認　知	【認知日】平成７年４月５日 【認知者氏名】甲野幸雄 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 【送付を受けた日】平成７年４月７日 【受理者】東京都千代田区長 【直系卑属氏名】乙野広造	
㉖	同一戸籍内の認知届	同上	父の戸籍	父の身分事項欄	平成五年壱月八日同籍甲野広造を認知届出㊞	認　知	【認知日】平成５年１月８日 【認知した子の氏名】甲野広造 【認知した子の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
㉗				子の身分事項欄	平成五年壱月八日同籍甲野義太郎認知届出㊞	認　知	【認知日】平成５年１月８日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
㉘	父が生存中に郵送した認知届	同上	同　上	父の身分事項欄	平成五年五月弐拾六日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出（死亡後受理）㊞	認　知	【認知日】平成５年５月２６日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子 【特記事項】死亡後受理	注3
㉙			母の戸籍	子の身分事項欄	平成五年五月弐拾六日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知届出（父死亡後受理）同月弐拾八日同区長から送付㊞	認　知	【認知日】平成５年５月２６日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 【送付を受けた日】平成５年５月２８日 【受理者】東京都千代田区長 【特記事項】父死亡後受理	
㉚	外国人からされた認知届	子の本籍地	子の戸籍	同　上	平成拾年五月六日国籍ドイツ連邦共和国リントホルスト、クラウスフリードリッヒ（西暦千九百六拾壱年弐月壱日生）認知届出㊞	認　知	【認知日】平成１０年５月６日 【認知者氏名】リントホルスト，クラウスフリードリッヒ 【認知者の国籍】ドイツ連邦共和国 【認知者の生年月日】西暦１９６１年２月１日	
15	認知届（子が嫡出子の身分を取得する場合）	父の本籍地	父母の戸籍	父の身分事項欄	平成拾八年参月五日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知届出㊞	認　知	【認知日】平成１８年３月５日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
16			子の戸籍	子の身分事項欄	平成拾八年参月五日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎認知届出同月七日同区長から送付父母との続柄訂正㊞	認　知	【認知日】平成１８年３月５日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【送付を受けた日】平成１８年３月７日 【受理者】東京都千代田区長 【関連訂正事項】父母との続柄 【従前の記録】 【父母との続柄】長男（長女）	
(31)	認知により嫡出子の身分を取得した子の弟が父母との続柄に変更を生ずる場合の訂正（弟がその子と同一の戸籍にあるとき）		弟の戸籍	弟の身分事項欄	平成五年七月参日父が兄広造を認知届出同日父母との続柄訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成５年７月３日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成５年７月３日父が兄広造を認知届出 【従前の記録】 【父母との続柄】長男	
(32)	同上（弟がその子と戸籍を異にするとき）		同上	同上	平成五年七月参日父が兄広造を認知届出同月五日東京都千代田区長から送付父母との続柄訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成５年７月５日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成５年７月３日父が兄広造を認知届出 【送付を受けた日】平成５年７月５日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】長男	注4
17	裁判による認知届	子の本籍地	父の戸籍	父の身分事項欄	平成四年弐月拾四日京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子同籍広造を認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出同月弐拾壱日同区長から送付㊞	認　知	【認知の裁判確定日】平成４年２月１４日 【認知した子の氏名】乙野広造 【認知した子の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子 【届出日】平成４年２月１９日 【届出人】親権者母 【送付を受けた日】平成４年２月２１日 【受理者】京都市上京区長	
18			母の戸籍	子の身分事項欄	平成四年弐月拾四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄同籍義太郎認知の裁判確定同月拾九日親権者母届出㊞	認　知	【認知の裁判確定日】平成４年２月１４日 【認知者氏名】甲野義太郎 【認知者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄 【届出日】平成４年２月１９日 【届出人】親権者母	

注２　父については，子の出生届受理後に記載し，子については，出生事項の記載後に記載する。
注３　記載例中「平成五年五月弐拾六日」とあるのは，認知届が父の本籍地市区町村に到達した日である。
注４　認知届が被認知者の弟の本籍地の市区町村にされた場合は，(31)の振り合いによる。

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
	3　養　子　縁　組　（3　養　子　縁　組）							
19	夫婦が15歳以上の未成年者を養子とする縁組届	養親の本籍地	養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成四年壱月拾参日妻（夫）とともに乙川英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成４年１月１３日 【共同縁組者】妻（夫） 【養子氏名】乙川英助	
20				養子の身分事項欄	平成四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出大阪市北区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成４年１月１３日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	
21			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成四年壱月拾参日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成４年１月１３日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成４年１月１５日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
22	夫婦が15歳未満の者を養子とする縁組届	同上	養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成五年六月拾日妻（夫）とともに乙川英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年６月１０日 【共同縁組者】妻（夫） 【養子氏名】乙川英助	
23				養子の身分事項欄	平成五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父母）東京都千代田区永田町四丁目五番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年６月１０日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地　乙川孝助	
24			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成五年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父母）東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年６月１０日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
㉝	同　上 （法定代理人のほかに養子となる者の監護をすべき者があり，その者が父又は母である場合）	養子の本籍地	養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成拾参年参月五日妻（夫）とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月九日大阪市北区長から送付㊞	養子縁組	【縁組日】平成１３年３月５日 【共同縁組者】妻（夫） 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】平成１３年３月９日 【受理者】大阪市北区長	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㉞				養子の身分事項欄	平成拾参年参月五日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父）同月九日大阪市北区長から送付同区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１３年３月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父 【送付を受けた日】平成１３年３月９日 【受理者】大阪市北区長 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	
㉟			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成拾参年参月五日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父）東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１３年３月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
㊱	同　上（縁組代諾者が未成年後見人である場合）	養親の本籍地	養親の戸籍	同　上	平成拾六年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者未成年後見人丙原秀吉）東京都千代田区永田町四丁目五番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１６年６月１０日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】未成年後見人　丙原秀吉 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地　乙川孝助	注5
㊲			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成拾六年六月拾日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出（代諾者未成年後見人丙原秀吉）東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１６年６月１０日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】未成年後見人　丙原秀吉 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
㊳	夫婦の一方（妻）が15歳未満の者を養子とする縁組届（養親となる者の配偶者がその意思を表示することができない場合）	同上	養親の戸籍	養母の身分事項欄	平成拾四年弐月九日乙川英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成１４年２月９日 【養子氏名】乙川英助	
㊴				養子の身分事項欄	平成拾四年弐月九日甲野梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父母）大阪市北区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１４年２月９日 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㊵			養子の縁組前の戸籍	養子の身分事項欄	平成拾四年弐月九日甲野梅子の養子となる縁組届出（代諾者親権者父母）同月拾弐日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１４年２月９日 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】平成１４年２月１２日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
25	夫婦の一方が他方の同意を得て養子をする縁組届	同上	養親の戸籍	養親の身分事項欄	平成拾弐年壱月拾八日乙川英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成１２年１月１８日 【養子氏名】乙川英助	
26				養子の身分事項欄	平成拾弐年壱月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出大阪市北区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１２年１月１８日 【養母氏名】甲野梅子 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	
27			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成拾弐年壱月拾八日甲野梅子の養子となる縁組届出同月弐拾五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成１２年１月１８日 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成１２年１月２５日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
28	配偶者を有しない者が養子をする縁組届（養親につき新戸籍を編製する場合）	同上	養親の新戸籍	戸籍事項欄	平成弐年九月九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成２年９月９日	注6
29				養親の身分事項欄	平成弐年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成２年９月９日 【養子氏名】乙川英助 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
30			養親の従前の戸籍	同　上	平成弐年九月九日乙川英助を養子とする縁組届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成２年９月９日 【養子氏名】乙川英助 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	
㊶	夫婦が夫婦を養子とする縁組届	養子の新本籍地	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成５年２月９日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(42)				筆頭者となる養子(夫)の身分事項欄	平成五年弐月九日妻とともに東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出大阪市北区老松町二丁目七番地乙川英助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年２月９日 【共同縁組者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助	
(43)				養子(妻)の身分事項欄	平成五年弐月九日夫とともに甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年２月９日 【共同縁組者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助	
(44)			養親の戸籍	筆頭者である養父の身分事項欄	平成五年弐月九日妻とともに大阪市北区老松町二丁目七番地（新本籍東京都千代田区平河町二丁目十番地）乙川英助同人妻竹子を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年２月９日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【養子氏名】乙川竹子 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
(45)				養母の身分事項欄	平成五年弐月九日夫とともに乙川英助同人妻竹子を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年２月９日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】乙川英助 【養子氏名】乙川竹子 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
(46)			養子の縁組前の戸籍	筆頭者である養子(夫)の身分事項欄	平成五年弐月九日妻とともに東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾壱日同区長から送付同区平河町二丁目十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年２月９日 【共同縁組者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年２月１１日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㊼				養子（妻）の身分事項欄	平成五年弐月九日夫とともに甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾壱日東京都千代田区長から送付除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年２月９日 【共同縁組者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年２月１１日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
㊽	夫婦がその嫡出子の配偶者を養子とする縁組届（養子が自己（夫）の氏を称する婚姻をしている場合）	養親の本籍地	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成六年弐月九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成６年２月９日	
㊾				筆頭者となる養子（夫）の身分事項欄	平成六年弐月九日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出大阪市北区老松町二丁目七番地乙川英助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成６年２月９日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助	
㊿				養子の配偶者（妻）の身分事項欄	平成六年弐月九日夫とともに入籍㊞	配偶者の縁組	【入籍日】平成６年２月９日 【入籍事由】夫の縁組 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助	
(51)			養親の戸籍	筆頭者である養父の身分事項欄	平成六年弐月九日妻とともに大阪市北区老松町二丁目七番地（新本籍東京都千代田区平河町二丁目十番地）乙川英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成６年２月９日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
(52)				養母の身分事項欄	平成六年弐月九日夫とともに乙川英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成６年２月９日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】乙川英助 【養子の従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目７番地　乙川英助 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㊸			養子の縁組前の戸籍	筆頭者である養子（夫）の身分事項欄	平成六年弐月九日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出同月拾壱日同区長から送付同区平河町二丁目十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子縁組	【縁組日】平成６年２月９日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【送付を受けた日】平成６年２月１１日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
㊹				養子の配偶者（妻）の身分事項欄	平成六年弐月拾壱日夫とともに除籍㊞	配偶者の縁組	【除籍日】平成６年２月１１日 【除籍事由】夫の縁組 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
㊺	同上（養子が相手方（妻）の氏を称する婚姻をしている場合）	同上	養子の戸籍	養子の身分事項欄	平成五年参月五日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年３月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【養親の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
㊻			養親の戸籍	筆頭者である養父の身分事項欄	平成五年参月五日妻とともに東京都千代田区平河町二丁目十番地甲野竹子同籍英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年３月５日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】甲野英助 【養子の戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野竹子	
㊼				養母の身分事項欄	平成五年参月五日夫とともに甲野英助を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成５年３月５日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】甲野英助 【養子の戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野竹子	
㊽	夫婦が外国人を養子とする縁組届	同上	同　上	筆頭者である養父の身分事項欄	平成拾年弐月弐拾日妻とともに国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン（西暦千九百七拾六年壱月壱日生）を養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成１０年２月２０日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦１９７６年１月１日	
㊾				養母の身分事項欄	平成拾年弐月弐拾日夫とともにラッシュマン、ウェインを養子とする縁組届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成１０年２月２０日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦１９７６年１月１日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
⑹	外国人夫婦の養子となる縁組届	非本籍地	養子の戸籍	養子の身分事項欄	平成拾年拾月五日国籍アメリカ合衆国ベルナール、ウィリアム（西暦千九百六拾六年壱月壱日生）同人妻マリー（西暦千九百六拾九年参月参日生）の養子となる縁組届出同月九日横浜市中区長から送付㊞	養子縁組	【縁組日】平成１０年１０月５日 【養父氏名】ベルナール，ウィリアム 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦１９６６年１月１日 【養母氏名】ベルナール，マリー 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦１９６９年３月３日 【送付を受けた日】平成１０年１０月９日 【受理者】横浜市中区長	
⑹	外国人夫婦の養子となった縁組届	養子の本籍地	同　上	同　上	平成参年七月壱日国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン（西暦千九百四拾八年六月参日生）同人妻ケイ（西暦千九百五拾年九月拾日生）の養子となる縁組の裁判確定同月四日養父母届出㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成３年７月１日 【養父氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦１９４８年６月３日 【養母氏名】ラッシュマン，ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦１９５０年９月１０日 【届出日】平成３年７月４日 【届出人】養父母	
⑹	外国人夫婦の養子となった縁組届出後，実方の血族との親族関係が終了する旨の追完届	同上	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾年五月六日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成１０年５月６日	
⑹				養子の身分事項欄	平成拾年五月六日実方の血族との親族関係が終了する旨父母追完届出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成３年７月１日 【養父氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦１９４８年６月３日 【養母氏名】ラッシュマン，ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦１９５０年９月１０日 【届出日】平成３年７月４日 【届出人】父母 【入籍日】平成１０年５月６日 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目２番　乙川孝助 【特記事項】平成１０年５月６日実方の血族との親族関係が終了する旨父母追完届出	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
⑭			養子の従前の戸籍	同　上	平成拾年五月六日実方の血族との親族関係が終了する旨養父母追完届出東京都千代田区永田町一丁目二番に新戸籍編製につき除籍㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成３年７月１日 【養父氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦１９４８年６月３日 【養母氏名】ラッシュマン，ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦１９５０年９月１０日 【届出日】平成３年７月４日 【届出人】養父母 【除籍日】平成１０年５月６日 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目２番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
						追　完	【追完日】平成１０年５月６日 【追完の内容】実方の血族との親族関係が終了する旨 【届出人】養父母 【記録の内容】 【除籍日】平成１０年５月６日 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目２番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
⑮	外国人夫婦の養子となった縁組届（実方の血族との親族関係が終了する縁組が日本の家庭裁判所で成立した場合）	同上	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾年拾月八日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成１０年１０月８日	
⑯				養子の身分事項欄	平成拾年拾月壱日国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン（西暦千九百四拾八年六月参日生）同人妻ケイ（西暦千九百五拾年九月拾日生）の養子となる縁組の裁判確定（実方の血族との親族関係終了）同月八日父母届出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成１０年１０月１日 【養父氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦１９４８年６月３日 【養母氏名】ラッシュマン，ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦１９５０年９月１０日 【届出日】平成１０年１０月８日 【届出人】父母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目２番　乙川孝助 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
⑰			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成拾年拾月壱日養子となる縁組の裁判確定（実方の血族との親族関係の終了）同月八日養父母届出東京都千代田区永田町一丁目二番に新戸籍編製につき除籍㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成１０年１０月１日 【届出日】平成１０年１０月８日 【届出人】養父母 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目２番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㊽	同　　上 （実方の血族との親族関係が終了する縁組が外国の裁判所で成立した場合）	同上	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾年拾月八日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成１０年１０月８日	
㊾				養子の身分事項欄	平成拾年拾月壱日アメリカ合衆国ワシントン州の方式により国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン（西暦千九百四拾八年六月参日生）同人妻ケイ（西暦千九百五拾年九月拾日生）の養子となる縁組の裁判確定（実方の血族との親族関係の終了）同月八日父母証書提出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川孝助戸籍から入籍㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成１０年１０月１日 【養父氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養父の生年月日】西暦１９４８年６月３日 【養母氏名】ラッシュマン，ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【養母の生年月日】西暦１９５０年９月１０日 【縁組の方式】アメリカ合衆国ワシントン州の方式 【証書提出日】平成１０年１０月８日 【証書提出者】父母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目２番　乙川孝助 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
㊿			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成拾年拾月壱日アメリカ合衆国ワシントン州の方式により養子となる縁組の裁判確定（実方の血族との親族関係終了）同月八日養父母証書提出東京都千代田区永田町一丁目二番に新戸籍編製につき除籍㊞	養子縁組	【縁組の裁判確定日】平成１０年１０月１日 【縁組の方式】アメリカ合衆国ワシントン州の方式 【証書提出日】平成１０年１０月８日 【証書提出者】養父母 【新本籍】東京都千代田区永田町一丁目２番 【特記事項】実方の血族との親族関係の終了	
(71)	15歳未満の養子について，戸籍上の父母との親子関係不存在確認の裁判による戸籍訂正後にされた実父母の縁組承諾の追完届	同上	養父母の戸籍	同　上	平成五年八月七日養子の縁組代諾者親権者父母追完届出㊞	養子縁組	【縁組日】平成４年５月１６日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【従前戸籍】東京都中央区小田原三丁目１番地　丙原太郎 【縁組追完日】平成５年８月７日 【追完届出人】親権者父母	
						追　　完	【追完日】平成５年８月７日 【追完の内容】代諾者親権者父母が縁組届出 【届出人】親権者父母 【記録の内容】 【縁組追完日】平成５年８月７日 【追完届出人】親権者父母	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
⑺②			養子の縁組前の戸籍	同　上	平成五年八月七日養子の縁組代諾者親権者父母追完届出同月九日東京都千代田区長から送付㊞	養子縁組	【縁組日】平成４年５月１６日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【代諾者】親権者父母 【送付を受けた日】平成４年５月２０日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【縁組追完日】平成５年８月７日 【追完届出人】親権者父母	
						追　　完	【追完日】平成５年８月７日 【追完の内容】代諾者親権者父母が縁組届出 【届出人】親権者父母 【送付を受けた日】平成５年８月９日 【受理者】東京都千代田区長 【記録の内容】 【縁組追完日】平成５年８月７日 【追完届出人】親権者父母	
⑺③	養子縁組取消届	養親の本籍地	養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成四年八月拾四日甲野英助を養子とする縁組取消の裁判確定同月拾八日届出㊞	養子縁組取消し	【縁組取消しの裁判確定日】平成４年８月１４日 【養子氏名】甲野英助 【届出日】平成４年８月１８日	注7
⑺④				養子の身分事項欄	平成四年八月拾四日養父甲野義太郎養母梅子の養子となる縁組取消の裁判確定同月拾八日養父母届出東京都千代田区永田町四丁目五番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子縁組取消し	【縁組取消しの裁判確定日】平成４年８月１４日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成４年８月１８日 【届出人】養父母 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地　乙川孝助	
31	夫婦が戸籍を異にする者を特別養子とした縁組届	同上	同　上	特別養子の身分事項欄	平成拾参年参月拾五日民法八百十七条の二による裁判確定同月弐拾日父母届出京都市上京区小山初音町十八番地甲野英助戸籍から入籍㊞	民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】平成１３年３月１５日 【届出日】平成１３年３月２０日 【届出人】父母 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　甲野英助	
32			特別養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年参月弐拾六日編製㊞ 平成拾参年参月弐拾六日消除㊞	戸籍編製 戸籍消除	【編製日】平成１３年３月２６日 【消除日】平成１３年３月２６日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
33				特別養子の身分事項欄	平成拾参年参月拾五日甲野義太郎同人妻梅子の特別養子となる縁組の裁判確定同月弐拾日父母届出同月弐拾六日東京都千代田区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍から入籍東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成１３年３月１５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成１３年３月２０日 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成１３年３月２６日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙川孝助 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
34			特別養子の従前の戸籍	同　上	平成拾参年参月拾五日特別養子となる縁組の裁判確定同月弐拾日養父母届出同月弐拾六日東京都千代田区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地に甲野の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成１３年３月１５日 【届出日】平成１３年３月２０日 【届出人】養父母 【送付を受けた日】平成１３年３月２６日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【縁組後の氏】甲野	
㉟	夫婦が同籍の者を特別養子とした縁組届	同上	養親の戸籍	戸籍の末尾に記載する特別養子の身分事項欄	平成拾四年弐月九日民法八百十七条の二による裁判確定同月拾参日父母届出記載㊞	民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】平成１４年２月９日 【届出日】平成１４年２月１３日 【届出人】父母	
㊱				特別養子に係る従前の部分の身分事項欄	平成拾四年弐月九日甲野義太郎同人妻梅子の特別養子となる縁組の裁判確定同月拾参日父母届出末尾記載につき消除㊞	特別養子縁組	【特別養子縁組の裁判確定日】平成１４年２月９日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成１４年２月１３日 【届出人】父母 【特記事項】末尾記録につき消除	
㊲	夫婦が外国人を特別養子とした縁組届	同上	同　上	筆頭者である養父の身分事項欄	平成拾弐年参月弐日妻とともに国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン（西暦千九百九拾六年壱月壱日生）と民法八百十七条の二による裁判確定同月拾日届出㊞	民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】平成１２年３月２日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦１９９６年１月１日 【届出日】平成１２年３月１０日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㈱				養母の身分事項欄	平成拾弐年参月弐日夫とともにラッシュマン、ウェインと民法八百十七条の二による裁判確定同月拾日届出㊞	民法８１７条の２	【民法８１７条の２による裁判確定日】平成１２年３月２日 【共同縁組者】夫 【養子氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養子の国籍】アメリカ合衆国 【養子の生年月日】西暦１９９６年１月１日 【届出日】平成１２年３月１０日	
㈲	特別養子の入籍（末尾記載）により養方の弟（妹）についてする父母との続柄の訂正		弟(妹)の戸籍	弟(妹)の身分事項欄	兄（姉）の入籍（末尾記載）により平成拾参年弐月拾参日父母との続柄訂正㊞	訂　　正	【訂正日】平成１３年２月１３日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】兄（姉）の入籍（末尾記録） 【従前の記録】 【父母との続柄】長男（長女）	
注５　養親の戸籍中養父母の各身分事項欄の記載は，22の振り合いによる。 **注６**　養親の新戸籍中養子の身分事項欄の記載は，20又は23の「同人妻梅子」を21又は24の「同人妻梅子」を除いた振り合いによる。 **注７**　養子の縁組前の戸籍中養子の身分事項欄の記載は，㈭の「……養父母届出」番地甲野義太郎戸籍から入籍」とした振り合いによる。						除いた振り合いにより，また，養子の縁組前の戸籍中養子の身分事項欄の記載は， 以下を「……養父母届出同月弐拾壱日京都市上京区長から送付同区小山初音町八		
４　養　子　離　縁　（４　養　子　離　縁）								
35	15歳以上の養子が養親と同一の戸籍にある場合の協議離縁届	非本籍地	養子の縁組前の戸籍	養子の身分事項欄	平成四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月参拾日京都市上京区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成４年１月２７日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成４年１月３０日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
36			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成四年壱月弐拾七日妻(夫)とともに養子英助と協議離縁届出同年弐月壱日京都市上京区長から送付㊞	養子離縁	【離縁日】平成４年１月２７日 【共同離縁者】妻（夫） 【養子氏名】甲野英助 【送付を受けた日】平成４年２月１日 【受理者】京都市上京区長	
37				養子の身分事項欄	平成四年壱月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同年弐月壱日京都市上京区長から送付大阪市北区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成４年１月２７日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成４年２月１日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
38	同　上（養子の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は養子が新戸籍編製の申出をした場合）	養親の本籍地	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月五日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成５年２月５日	注8
39				養子の身分事項欄	平成五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出同月五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成５年２月２日 【養父氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年２月５日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
40			養親の戸籍	同　上	平成五年弐月弐日養父甲野義太郎と協議離縁届出京都市上京区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成５年２月２日 【養父氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地	
㊵	夫婦で養子となった者の協議離縁届	同上	養子の離縁後の新戸籍	筆頭者となる養子（夫）の身分事項欄	平成八年五月壱日妻とともに養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月四日東京都千代田区長から送付同区平河町二丁目十番地甲野英助戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成８年５月１日 【共同離縁者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成８年５月４日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野英助	注9
㊶				養子（妻）の身分事項欄	平成八年五月壱日夫とともに養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月四日東京都千代田区長から送付入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成８年５月１日 【共同離縁者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成８年５月４日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野英助	
㊷			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成八年五月壱日妻（夫）とともに養子英助同人妻竹子と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成８年５月１日 【共同離縁者】妻（夫） 【養子氏名】甲野英助 【養子氏名】甲野竹子	
㊸			養子の離縁前の戸籍	筆頭者である養子（夫）の身分事項欄	平成八年五月壱日妻とともに養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出京都市上京区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成８年５月１日 【共同離縁者】妻 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(84)				養子(妻)の身分事項欄	平成八年五月壱日夫とともに養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成８年５月１日 【共同離縁者】夫 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地	
(85)	配偶者のある養子の協議離縁届（養子が復氏する場合）	同上	養子の離縁後の新戸籍	養子の身分事項欄	平成七年四月拾日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月拾参日京都市上京区長から送付東京都千代田区永田町四丁目五番地甲野英助戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成７年４月１０日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成７年４月１３日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地　甲野英助	注9
(86)				養子の配偶者の身分事項欄	平成七年四月拾参日夫とともに入籍㊞	配偶者の離縁	【入籍日】平成７年４月１３日 【入籍事由】夫の離縁 【従前戸籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地　甲野英助	注9
(87)			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成七年四月拾日妻（夫）とともに養子英助と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成７年４月１０日 【共同離縁者】妻（夫） 【養子氏名】甲野英助	
(88)			養子の離縁前の戸籍	養子の身分事項欄	平成七年四月拾日養父甲野義太郎養母梅子と協議離縁届出同月拾参日京都市上京区長から送付東京都千代田区永田町四丁目五番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成７年４月１０日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成７年４月１３日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地	
(89)				養子の配偶者の身分事項欄	平成七年四月拾参日夫とともに除籍㊞	配偶者の離縁	【除籍日】平成７年４月１３日 【除籍事由】夫の離縁 【新本籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地	
(90)	妻の氏を称する婚姻をしている養子の協議離縁届	同上	養親の戸籍	養父の身分事項欄	平成拾参年壱月九日養子乙川英助と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成１３年１月９日 【養子氏名】乙川英助	
(91)			養子の戸籍	養子の身分事項欄	平成拾参年壱月九日養父甲野義太郎と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成１３年１月９日 【養父氏名】甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
㉒	養親夫婦の一方との協議離縁届（養子が離縁をする養親と同氏で復氏しない場合）	同上	養親の戸籍	養父の身分事項欄	平成拾参年八月六日養子英助と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成１３年８月６日 【養子氏名】甲野英助	
㉓				養子の身分事項欄	平成拾参年八月六日養父甲野義太郎と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成１３年８月６日 【養父氏名】甲野義太郎	
㉔	離婚により婚姻前の氏に復している養親とする協議離縁届	養子の本籍地	養子の戸籍	同　上	平成四年五月七日養母乙野梅子と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成４年５月７日 【養母氏名】乙野梅子	
㉕			養親の離婚後の戸籍	養親の身分事項欄	平成四年五月七日養子甲野英助と協議離縁届出同月拾日東京都千代田区長から送付㊞	養子離縁	【離縁日】平成４年５月７日 【養子氏名】甲野英助 【送付を受けた日】平成４年５月１０日 【受理者】東京都千代田区長	
41	15歳未満の養子の協議離縁届	養親の本籍地	養子の縁組前の戸籍	養子の身分事項欄	平成参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出（協議者親権者となるべき父母）同月五日京都市上京区長から送付同区小山初音町二十番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成３年６月３日 【養父氏名】甲野義太郎 【協議者】親権者となるべき父母 【送付を受けた日】平成３年６月５日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町２０番地　甲野義太郎	
42			養親の戸籍	養親の身分事項欄	平成参年六月参日養子英助と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成３年６月３日 【養子氏名】甲野英助	
43				養子の身分事項欄	平成参年六月参日養父甲野義太郎と協議離縁届出（協議者親権者となるべき父母）東京都千代田区永田町四丁目五番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成３年６月３日 【養父氏名】甲野義太郎 【協議者】親権者となるべき父母 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町四丁目５番地　乙川孝助	
㉖	養親と同一戸籍にある15歳未満の養子の協議離縁届（養親夫婦の一方がその意思を表示することができない場合）	同上	同　上	養親の身分事項欄	平成拾参年四月壱日養子英助と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成１３年４月１日 【養子氏名】甲野英助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(97)				養子の身分事項欄	平成拾参年四月壱日養父甲野義太郎と協議離縁届出（協議者未成年後見人となるべき丙原秀吉）㊞	養子離縁	【離縁日】平成１３年４月１日 【養父氏名】甲野義太郎 【協議者】未成年後見人となるべき者　丙原秀吉	
44	養親死亡後の離縁届	離縁後の本籍地	養子の縁組前の戸籍	同　上	平成六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出横浜市中区昭和町十八番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成６年７月１５日 【養父氏名】亡　甲野義太郎 【養母氏名】亡　甲野梅子 【従前戸籍】横浜市中区昭和町１８番地　甲野義太郎	注10
45			養親の戸籍	同　上	平成六年七月拾五日養父亡甲野義太郎養母亡梅子と離縁届出同月拾八日大阪市北区長から送付同区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成６年７月１５日 【養父氏名】亡　甲野義太郎 【養母氏名】亡　甲野梅子 【送付を受けた日】平成６年７月１８日 【受理者】大阪市北区長 【入籍戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	
(98)	15歳未満の養子が死亡養親と生存養親の双方とする離縁届	養親の本籍地	養子の縁組前の戸籍	同　上	平成七年拾月七日養父亡甲野義太郎と離縁養母花子と協議離縁届出（協議者親権者となるべき父母）東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成７年１０月７日 【養父氏名】亡　甲野義太郎 【養母氏名】甲野花子 【協議者】親権者となるべき父母 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	注11
(99)			養親の戸籍	生存養親の身分事項欄	平成七年拾月七日養子忠治と協議離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成７年１０月７日 【養子氏名】甲野忠治	
(100)				養子の身分事項欄	平成七年拾月七日養父亡甲野義太郎と離縁養母花子と協議離縁届出（協議者親権者となるべき父母）東京都千代田区永田町二丁目十番地乙野孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁日】平成７年１０月７日 【養父氏名】亡　甲野義太郎 【養母氏名】甲野花子 【協議者】親権者となるべき父母 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町二丁目１０番地　乙野孝助	
46	養子死亡後の離縁届	同上	同　上	養父母の各身分事項欄	平成拾壱年七月拾五日妻(夫)とともに養子亡英助と離縁届出㊞	養子離縁	【離縁日】平成１１年７月１５日 【共同離縁者】妻（夫） 【養子氏名】亡　甲野英助	注12

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
47	裁判による離縁届	同上	養子の縁組前の戸籍	養子の身分事項欄	平成参年八月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判確定同年九月壱日養父母届出同月参日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成３年８月２７日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成３年９月１日 【届出人】養父母 【送付を受けた日】平成３年９月３日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
48			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成参年八月弐拾七日妻(夫)とともに養子英助と離縁の裁判確定同年九月壱日届出㊞	養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成３年８月２７日 【共同離縁者】妻（夫） 【養子氏名】甲野英助 【届出日】平成３年９月１日	
49				養子の身分事項欄	平成参年八月弐拾七日養父甲野義太郎養母梅子と離縁の裁判確定同年九月壱日養父母届出大阪市北区老松町二丁目六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成３年８月２７日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成３年９月１日 【届出人】養父母 【入籍戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	
(101)	離縁の調停が成立したがその届出をしないためにする職権記載		養子の縁組前の戸籍	同　上	平成五年八月六日養父甲川義太郎養母花子と離縁の調停成立同年九月拾日許可同月拾壱日大阪市北区老松町二丁目六番地甲川義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁の調停成立日】平成５年８月６日 【養父氏名】甲川義太郎 【養母氏名】甲川花子 【許可日】平成５年９月１０日 【入籍日】平成５年９月１１日 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　甲川義太郎	
(102)			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成五年八月六日妻（夫）とともに養子英助と離縁の調停成立同年九月拾日許可同月拾壱日記載㊞	養子離縁	【離縁の調停成立日】平成５年８月６日 【共同離縁者】妻（夫） 【養子氏名】甲川英助 【許可日】平成５年９月１０日 【記録日】平成５年９月１１日	
(103)				養子の身分事項欄	平成五年八月六日養父甲川義太郎養母花子と離縁の調停成立同年九月拾日許可同月拾壱日大阪市北区老松町十六番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁の調停成立日】平成５年８月６日 【養父氏名】甲川義太郎 【養母氏名】甲川花子 【許可日】平成５年９月１０日 【除籍日】平成５年９月１１日 【入籍戸籍】大阪市北区老松町１６番地　乙川孝助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(104)	実方の血族との親族関係が終了している養子の裁判による離縁届（養子が縁組により除籍された戸籍に復籍する場合）	養子の本籍地	養子の縁組前の戸籍	同　上	平成拾弐年八月弐拾七日離縁の裁判確定同年九月壱日母届出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川英助戸籍から入籍㊞	養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成１２年８月２７日 【届出日】平成１２年９月１日 【届出人】母 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目２番　乙川英助	
(105)			養子の戸籍	戸籍事項欄	平成拾弐年九月壱日消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成１２年９月１日	
(106)				養子の身分事項欄	平成拾弐年八月弐拾七日養父国籍アメリカ合衆国ラッシュマン、ウェイン養母ケイと離縁の裁判確定同年九月壱日乙川花子届出東京都千代田区永田町一丁目二番乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	養子離縁	【離縁の裁判確定日】平成１２年８月２７日 【養父氏名】ラッシュマン，ウェイン 【養父の国籍】アメリカ合衆国 【養母氏名】ラッシュマン，ケイ 【養母の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成１２年９月１日 【届出人】乙川花子 【入籍戸籍】東京都千代田区永田町一丁目２番　乙川孝助	
50	離縁の際の氏を称する届（離縁の届出と同時に養子から届出があり新戸籍を編製する場合）	養親の本籍地	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年七月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞ 平成拾参年七月拾七日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成１３年７月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【編製日】平成１３年７月１７日	注13
51				養子の身分事項欄	平成拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出㊞ 同日戸籍法七十三条の二の届出同月拾七日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	養子離縁 氏の変更	【離縁日】平成１３年７月１３日 【養父氏名】甲野義太郎 【氏変更日】平成１３年７月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【送付を受けた日】平成１３年７月１７日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
52			養親の戸籍	同　上	平成拾参年七月拾参日養父甲野義太郎と協議離縁届出㊞ 同日戸籍法七十三条の二の届出京都市上京区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子離縁 氏の変更	【離縁日】平成１３年７月１３日 【養父氏名】甲野義太郎 【氏変更日】平成１３年７月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地	
53	同　上（離縁により復籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合）	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞ 平成拾参年八月拾参日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成１３年８月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【編製日】平成１３年８月１３日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
54				氏を称した者の身分事項欄	平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市上京区小山初音町二十番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成１３年８月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町２０番地　乙野忠治	
55			従前の戸籍	同　上	平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出京都市上京区小山初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成１３年８月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地 【称する氏】甲野	
56	同　上 （離縁により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において，他に在籍者がないとき）	同上	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出により氏変更㊞	氏の変更	【氏変更日】平成１３年８月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出 【従前の記録】 【氏】乙野	注14
57				氏を称した者の身分事項欄	平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞	氏の変更	【氏変更日】平成１３年８月１３日 【氏変更の事由】戸籍法７３条の２の届出	
(107)	離　縁　取　消　届	養子の本籍地	養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成弐年九月拾七日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成２年９月１７日	注15
(108)				筆頭者となる養子（夫）の身分事項欄	平成弐年九月五日養父甲野義太郎養母梅子との離縁取消の裁判確定同月拾四日妻とともに届出同月拾七日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地乙川英助戸籍から入籍㊞	養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成２年９月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成２年９月１４日 【共同届出人】妻 【送付を受けた日】平成２年９月１７日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙川英助	
(109)				養子（妻）の身分事項欄	平成弐年九月五日養父甲野義太郎養母梅子との離縁取消の裁判確定同月拾四日夫とともに届出同月拾七日京都市上京区長から送付入籍㊞	養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成２年９月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成２年９月１４日 【共同届出人】夫 【送付を受けた日】平成２年９月１７日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙川英助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(110)			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成弐年九月五日養子英助同人妻竹子との離縁取消の裁判確定同月拾四日養子夫婦届出同月拾七日京都市上京区長から送付㊞	養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成２年９月５日 【養子氏名】甲野英助 【養子氏名】甲野竹子 【届出日】平成２年９月１４日 【届出人】養子夫婦 【送付を受けた日】平成２年９月１７日 【受理者】京都市上京区長	
(111)			養子の離縁取消前の戸籍	筆頭者である養子(夫)の身分事項欄	平成弐年九月五日養父甲野義太郎養母梅子との離縁取消の裁判確定同月拾四日妻とともに届出東京都千代田区平河町二丁目十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成２年９月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成２年９月１４日 【共同届出人】妻 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
(112)				養子(妻)の身分事項欄	平成弐年九月五日養父甲野義太郎養母梅子との離縁取消の裁判確定同月拾四日夫とともに届出除籍㊞	養子離縁取消し	【離縁取消しの裁判確定日】平成２年９月５日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【届出日】平成２年９月１４日 【共同届出人】夫 【新本籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地	
(113)	特別養子離縁届（特別養子が特別養子縁組により除籍された戸籍に復籍する場合）	養親の本籍地	特別養子の縁組前の戸籍	特別養子の身分事項欄	平成拾四年八月九日特別養子離縁の裁判確定同月拾五日母届出同月弐拾日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１４年８月９日 【届出日】平成１４年８月１５日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成１４年８月２０日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
(114)			養親の戸籍	同　上	平成拾四年八月九日特別養子離縁の裁判確定同月拾五日乙川梅子届出京都市上京区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１４年８月９日 【届出日】平成１４年８月１５日 【届出人】乙川梅子 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙川孝助	
(115)	同　上（特別養子につき新戸籍を編製する場合）	同上	特別養子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年八月弐拾五日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成１３年８月２５日	
(116)				特別養子の身分事項欄	平成拾参年八月拾参日特別養子離縁の裁判確定同月弐拾日母届出同月弐拾五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１３年８月１３日 【届出日】平成１３年８月２０日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成１３年８月２５日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(117)			養親の戸籍	同　上	平成拾参年八月拾参日特別養子離縁の裁判確定同月弐拾日乙川梅子届出京都市上京区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１３年８月１３日 【届出日】平成１３年８月２０日 【届出人】乙川梅子 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【離縁後の氏】乙川	
(118)			特別養子が特別養子縁組により除籍された戸籍	同　上	平成拾参年八月拾参日特別養子離縁の裁判確定同月弐拾日母届出同月弐拾五日東京都千代田区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１３年８月１３日 【届出日】平成１３年８月２０日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成１３年８月２５日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【離縁後の氏】乙川	
(119)	同　上 （特別養子が離縁後も引き続き縁組当時の戸籍に在籍する場合）	同上	養親の戸籍	同　上	平成拾五年参月四日特別養子離縁の裁判確定同月七日父届出母の名訂正㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１５年３月４日 【届出日】平成１５年３月７日 【届出人】父	
						訂　　正	【訂正日】平成１５年３月７日 【訂正事項】母の氏名 【従前の記録】 【母】甲野竹子	
(120)	同　上 （特別養子が外国人の場合）	同上	同　上	筆頭者である養父の身分事項欄	平成拾四年弐月拾弐日養子国籍アメリカ合衆国ベルナール、ジョンと特別養子離縁の裁判確定同月拾八日ベルナール、マリア届出㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１４年２月１２日 【特別養子の氏名】ベルナール，ジョン 【特別養子の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成１４年２月１８日 【届出人】ベルナール，マリア	
(121)				養母の身分事項欄	平成拾四年弐月拾弐日養子ベルナール、ジョンと特別養子離縁の裁判確定同月拾八日ベルナール、マリア届出㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１４年２月１２日 【特別養子の氏名】ベルナール，ジョン 【特別養子の国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成１４年２月１８日 【届出人】ベルナール，マリア	
(122)	特別養子離縁の記載請求		特別養子の縁組前の戸籍	特別養子の身分事項欄	平成拾参年九月拾四日特別養子離縁の裁判確定同月弐拾日請求同月弐拾五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１３年９月１４日 【記録請求日】平成１３年９月２０日 【送付を受けた日】平成１３年９月２５日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
(123)			養親の戸籍	同　上	平成拾参年九月拾四日特別養子離縁の裁判確定同月弐拾日請求京都市上京区小山初音町十八番地乙川孝助戸籍に入籍につき除籍㊞	特別養子離縁	【特別養子離縁の裁判確定日】平成１３年９月１４日 【記録請求日】平成１３年９月２０日 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙川孝助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
注８　養親の戸籍中その身分事項欄の記載は，42の振り合いによる。 注９　養子の離縁後の新戸籍中戸籍事項欄の記載は，38の振り合いによる。 注10　養親の戸籍中養父母の各身分事項欄には記載を要しない。 注11　養親の戸籍中死亡養親の身分事項欄には記載を要しない。 注12　離縁事項は，生存当事者（養親）のみに記載し，死亡当事者である養子に 注13　戸籍事項欄の73条の２の届出事項は，管外転籍の場合には，規則37条の規 注14　戸籍事項欄の記載は，管外転籍の場合には，規則37条の規定により移記をき直して記載する。 注15　養子の離縁取消前の戸籍中戸籍事項欄の記載は，139の振り合いによる。						は記載しない。 定により移記を要する。 要する。移記の際は「平成拾参年八月拾参日戸籍法七十三条の二の届出㊞」と引		
５　婚　　姻　（５　婚　　姻）								
58	夫の氏を称する婚姻届	夫の本籍地	夫婦の新戸籍	戸籍事項欄	平成四年壱月拾日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成４年１月１０日	
59				夫の身分事項欄	平成四年壱月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成４年１月１０日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	
60				妻の身分事項欄	平成四年壱月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成４年１月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	
61			夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	平成四年壱月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成４年１月１０日 【配偶者氏名】乙野梅子 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【称する氏】夫の氏	
62			妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成四年壱月拾日甲野義太郎と婚姻届出同月拾弐日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成４年１月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成４年１月１２日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【称する氏】夫の氏	
63	同上（婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されている場合）	同上	夫の戸籍	夫の身分事項欄	平成六年参月壱日乙野梅子と婚姻届出㊞	婚　姻	【婚姻日】平成６年３月１日 【配偶者氏名】乙野梅子	
64				妻の身分事項欄	平成六年参月壱日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成６年３月１日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
65			妻の婚姻前の戸籍	同　上	平成六年参月壱日甲野義太郎と婚姻届出同月八日東京都千代田区長から送付同区平河町二丁目十番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成６年３月１日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成６年３月８日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町二丁目１０番地　甲野義太郎	
66	同　上（不受理の処分をした婚姻届について受理を命ずる裁判があった場合）	同上	夫の戸籍	夫の身分事項欄	平成六年七月拾九日乙野梅子と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壱日記載㊞	婚　姻	【婚姻日】平成６年７月１９日 【配偶者氏名】乙野梅子 【記録日】平成６年８月１１日 【特記事項】平成６年８月１０日受理を命ずる裁判確定	注16
67				妻の身分事項欄	平成六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾壱日記載㊞	婚　姻	【婚姻日】平成６年７月１９日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治 【記録日】平成６年８月１１日 【特記事項】平成６年８月１０日受理を命ずる裁判確定	
68			妻の婚姻前の戸籍	同　上	平成六年七月拾九日甲野義太郎と婚姻届出同年八月拾日受理を命ずる裁判確定同月拾参日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成６年７月１９日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成６年８月１３日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【特記事項】平成６年８月１０日受理を命ずる裁判確定	
(124)	同一戸籍内の夫の氏を称する婚姻届	夫婦の本籍地	夫婦の新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月拾日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成５年２月１０日	
(125)				夫の身分事項欄	平成五年弐月拾日甲野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月１０日 【配偶者氏名】甲野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	
(126)				妻の身分事項欄	平成五年弐月拾日同籍甲野義太郎と婚姻届出入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	
(127)			夫婦の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	平成五年弐月拾日甲野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目十番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月１０日 【配偶者氏名】甲野梅子 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１０番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(128)				妻の身分事項欄	平成五年弐月拾日同籍甲野義太郎と婚姻届出除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１０番地 【称する氏】夫の氏	
69	妻の氏を称する婚姻届	非本籍地	夫婦の新戸籍	同　上	平成五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月２０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年２月２３日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	注17
70				夫の身分事項欄	平成五年弐月弐拾日乙野梅子と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月２０日 【配偶者氏名】乙野梅子 【送付を受けた日】平成５年２月２３日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
71			妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成五年弐月弐拾日甲野義太郎と婚姻届出同月弐拾参日横浜市中区長から送付京都市上京区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月２０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年２月２３日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地 【称する氏】妻の氏	
72			夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	平成五年弐月弐拾日乙野梅子と婚姻届出同月弐拾弐日横浜市中区長から送付京都市上京区小山初音町二十番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年２月２０日 【配偶者氏名】乙野梅子 【送付を受けた日】平成５年２月２２日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地 【称する氏】妻の氏	
73	日本人女と外国人男との婚姻届	本籍地	日本人たる妻の新戸籍	戸籍事項欄	平成八年壱月拾七日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成８年１月１７日	
74				妻の身分事項欄	平成八年壱月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、ウェイン（西暦千九百六拾六年壱月壱日生）と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成８年１月１７日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ，ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦１９６６年１月１日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野忠治	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
75			日本人たる妻の婚姻前の戸籍	同　上	平成八年壱月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、ウェイン（西暦千九百六拾六年壱月壱日生）と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	婚　　姻	【婚姻日】平成８年１月１７日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ，ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦１９６６年１月１日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	
76	同　　上 （婚姻前既に日本人女が戸籍の筆頭に記載されている場合）	非本籍地	日本人たる妻の戸籍	同　上	平成八年壱月拾七日国籍アメリカ合衆国ファンデンボッシュ、ウェイン（西暦千九百六拾六年壱月壱日生）と婚姻届出同月弐拾弐日横浜市中区長から送付㊞	婚　　姻	【婚姻日】平成８年１月１７日 【配偶者氏名】ファンデンボッシュ，ウェイン 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦１９６６年１月１日 【送付を受けた日】平成８年１月２２日 【受理者】横浜市中区長	
77	婚姻の証書の謄本又は証明書の提出 （外国にある日本人男が外国人女と所在国の方式に従って婚姻した場合で婚姻前既に夫が戸籍の筆頭に記載されているとき）	在外公館	日本人たる夫の戸籍	夫の身分事項欄	平成九年四月拾五日国籍アメリカ合衆国ベルナール、マリア（西暦千九百七拾壱年壱月壱日生）と同国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾日証書提出同年五月拾五日在ニューヨーク総領事から送付㊞	婚　　姻	【婚姻日】平成９年４月１５日 【配偶者氏名】ベルナール，マリア 【配偶者の国籍】アメリカ合衆国 【配偶者の生年月日】西暦１９７１年１月１日 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成９年４月２０日 【送付を受けた日】平成９年５月１５日 【受理者】在ニューヨーク総領事	
(129)	外国にある日本人男女が所在国の方式に従ってした婚姻の証書の謄本又は証明書の提出 （夫の氏を称する旨の申出書添付）	同上	夫婦の新戸籍	戸籍事項欄	平成九年五月弐拾日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成９年５月２０日	
(130)				夫の身分事項欄	平成九年四月五日乙野幸子とアメリカ合衆国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾六日証書提出同年五月弐拾日在ニューヨーク総領事から送付千葉市中央区千葉港一番地甲野高一戸籍から入籍㊞	婚　　姻	【婚姻日】平成９年４月５日 【配偶者氏名】乙野幸子 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成９年４月２６日 【送付を受けた日】平成９年５月２０日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港１番地　甲野高一	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(131)				妻の身分事項欄	平成九年四月五日甲野一郎とアメリカ合衆国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾六日証書提出同年五月弐拾日在ニューヨーク総領事から送付横浜市西区幸町三番地乙野美子戸籍から入籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成９年４月５日 【配偶者氏名】甲野一郎 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成９年４月２６日 【送付を受けた日】平成９年５月２０日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【従前戸籍】横浜市西区幸町３番地　乙野美子	
(132)			夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	平成九年四月五日乙野幸子とアメリカ合衆国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾六日証書提出同年五月弐拾日在ニューヨーク総領事から送付千葉市中央区千葉港一番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成９年４月５日 【配偶者氏名】乙野幸子 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成９年４月２６日 【送付を受けた日】平成９年５月２０日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【新本籍】千葉市中央区千葉港１番地 【称する氏】夫の氏	
(133)			妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成九年四月五日甲野一郎とアメリカ合衆国ニューヨーク州の方式により婚姻同月弐拾六日証書提出同年五月弐拾壱日在ニューヨーク総領事から送付千葉市中央区千葉港一番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成９年４月５日 【配偶者氏名】甲野一郎 【婚姻の方式】アメリカ合衆国ニューヨーク州の方式 【証書提出日】平成９年４月２６日 【送付を受けた日】平成９年５月２１日 【受理者】在ニューヨーク総領事 【新本籍】千葉市中央区千葉港１番地 【称する氏】夫の氏	
(134)	夫の氏を称する婚姻届が妻の本籍地に未着のため届書謄本の送付があった場合	非本籍地	同　上	同　上	平成五年五月四日甲野義太郎と婚姻届出同年九月拾日横浜市中区長から送付同区日本通十番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	婚　姻	【婚姻日】平成５年５月４日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年９月１０日 【受理者】横浜市中区長 【新本籍】横浜市中区日本通１０番地 【称する氏】夫の氏	
78	父母の婚姻により子が嫡出子の身分を取得する場合の記載（子が父母と同一の戸籍にあるとき）		父母の戸籍	嫡出子の身分を取得した子の身分事項欄	平成拾八年壱月拾日父母婚姻届出父母との続柄訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成１８年１月１０日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成１８年１月１０日父母婚姻届出 【従前の記録】 【父母との続柄】長男（長女）	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
79	同　上 （子が父母と戸籍を異にするとき）		子の戸籍	同　上	平成拾八年壱月拾日父母婚姻届出同月拾参日東京都千代田区長から送付父母との続柄訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成１８年１月１３日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成１８年１月１０日父母婚姻届出 【送付を受けた日】平成１８年１月１３日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】長男（長女）	
80	同　上 （追完届による場合）		同　上	同　上	平成拾八年壱月拾日父母婚姻届出同月弐拾六日父母追完届出同月参拾日東京都千代田区長から送付父母との続柄訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成１８年１月３０日 【訂正事項】父母との続柄 【訂正事由】平成１８年１月１０日父母婚姻届出同月２６日父母追完届出 【送付を受けた日】平成１８年１月３０日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【父母との続柄】長男（長女）	
81	婚姻取消しの記載請求		妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成八年五月拾四日夫甲野義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求同月弐拾日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	婚姻取消し	【婚姻取消しの裁判確定日】平成８年５月１４日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【記録請求日】平成８年５月１８日 【送付を受けた日】平成８年５月２０日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
82			夫の戸籍	夫の身分事項欄	平成八年五月拾四日妻梅子との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求㊞	婚姻取消し	【婚姻取消しの裁判確定日】平成８年５月１４日 【配偶者氏名】甲野梅子 【記録請求日】平成８年５月１８日	
83				妻の身分事項欄	平成八年五月拾四日夫義太郎との婚姻取消の裁判確定同月拾八日請求京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞	婚姻取消し	【婚姻取消しの裁判確定日】平成８年５月１４日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【記録請求日】平成８年５月１８日 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	

注16　転籍等による新戸籍に婚姻事項を移記する場合，夫については「……婚姻届出」までを，妻については「……戸籍から入籍」までを移記する。

注17　夫婦の新戸籍中戸籍事項欄の記載は，58の振り合いによる。

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
	6　離　　婚（6　離　　婚）							
84	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の協議離婚届	夫婦の本籍地	妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成四年壱月参拾日夫甲野義太郎と協議離婚届出同年弐月弐日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	離　婚	【離婚日】平成４年１月３０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成４年２月２日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
85			夫婦の戸籍	夫の身分事項欄	平成四年壱月参拾日妻梅子と協議離婚届出㊞	離　婚	【離婚日】平成４年１月３０日 【配偶者氏名】甲野梅子	
86				妻の身分事項欄	平成四年壱月参拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞	離　婚	【離婚日】平成４年１月３０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	
87	同上（妻の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は妻が新戸籍編製の申出をした場合）	同上	妻の新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成５年２月９日	注18
88				妻の身分事項欄	平成五年弐月五日夫甲野義太郎と協議離婚届出同月九日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	離　婚	【離婚日】平成５年２月５日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年２月９日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
89			夫婦の戸籍	同　上	平成五年弐月五日夫義太郎と協議離婚届出京都市上京区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	離　婚	【離婚日】平成５年２月５日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地	
(135)	転婚した生存配偶者（妻）が実方の氏を称して新戸籍編製の申出をした協議離婚届	同上	夫婦（後婚）の戸籍	同　上	平成五年六月拾日夫義太郎と協議離婚届出京都市上京区小山初音町十八番地に乙原の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	離　婚	【離婚日】平成５年６月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【離婚後の氏】乙原	注19

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
90	夫の氏を称する婚姻をした夫婦の裁判（調停，和解，請求の認諾）による　離　婚　届	非本籍地	妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成七年四月拾日夫甲野義太郎と離婚の裁判確定（調停成立，和解成立，請求認諾）同月拾四日届出同月弐拾日横浜市中区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	離　婚	【離婚の裁判確定日（調停成立日，和解成立日，請求認諾日）】平成７年４月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成７年４月１４日 【送付を受けた日】平成７年４月２０日 【受理者】横浜市中区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
91			夫の戸籍	夫の身分事項欄	平成七年四月拾日妻梅子と離婚の裁判確定（調停成立，和解成立，請求認諾）同月拾四日妻届出同月拾八日横浜市中区長から送付㊞	離　婚	【離婚の裁判確定日（調停成立日，和解成立日，請求認諾日）】平成７年４月１０日 【配偶者氏名】甲野梅子 【届出日】平成７年４月１４日 【届出人】妻 【送付を受けた日】平成７年４月１８日 【受理者】横浜市中区長	
92				妻の身分事項欄	平成七年四月拾日夫義太郎と離婚の裁判確定（調停成立，和解成立，請求認諾）同月拾四日届出同月拾八日横浜市中区長から送付京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞	離　婚	【離婚の裁判確定日（調停成立日，和解成立日，請求認諾日）】平成７年４月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成７年４月１４日 【送付を受けた日】平成７年４月１８日 【受理者】横浜市中区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	
93	離婚の際の氏を称する　届（離婚の届出と同時に妻から届出があり新戸籍を編製する場合）	夫婦の本籍地	妻の新戸籍	戸籍事項欄	平成参年七月四日戸籍法七十七条の二の届出㊞ 平成参年七月六日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成３年７月４日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【編製日】平成３年７月６日	注20
94				妻の身分事項欄	平成参年七月四日夫甲野義太郎と協議離婚届出㊞ 同日戸籍法七十七条の二の届出同月六日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	離　婚 氏の変更	【離婚日】平成３年７月４日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【氏変更日】平成３年７月４日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【送付を受けた日】平成３年７月６日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
95			夫婦の戸籍	同　上	平成参年七月四日夫義太郎と協議離婚届出㊞ 同日戸籍法七十七条の二の届出京都市上京区小山初音町二十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	離　婚 氏の変更	【離婚日】平成３年７月４日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【氏変更日】平成３年７月４日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
96	同　上 （離婚により復籍した者から届出があり新戸籍を編製する場合）	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出㊞ 平成参年八月七日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成３年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【編製日】平成３年８月７日	
97				氏を称した者の身分事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成３年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	
98			従前の戸籍	同　上	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出京都市上京区小山初音町二十番地に「甲野」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成３年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【新本籍】京都市上京区小山初音町２０番地 【称する氏】甲野	
99	同　上 （離婚により新戸籍が編製されている者から届出があった場合において，他に在籍者がないとき）	同上	氏を称した者の戸籍	戸籍事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出により氏変更㊞	氏の変更	【氏変更日】平成３年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出 【従前の記録】 【氏】乙野	注21
100				氏を称した者の身分事項欄	平成参年八月七日戸籍法七十七条の二の届出㊞	氏の変更	【氏変更日】平成３年８月７日 【氏変更の事由】戸籍法７７条の２の届出	
101	協議離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載 （子が父又は母と同一の戸籍にある場合）		父又は母の戸籍	子の身分事項欄	平成四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出㊞	親　権	【親権者を定めた日】平成４年１月３０日 【親権者】父 【届出人】父母	
102	同　上 （子が父又は母と戸籍を異にする場合）		子の戸籍	同　上	平成四年壱月参拾日親権者を父と定める旨父母届出同年弐月参日東京都千代田区長から送付㊞	親　権	【親権者を定めた日】平成４年１月３０日 【親権者】父 【届出人】父母 【送付を受けた日】平成４年２月３日 【受理者】東京都千代田区長	注22

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(136)	協議離婚届に親権者を定める旨の記載を遺漏した場合の追完届		同　上	同　上	平成五年五月弐拾七日親権者を父と定める旨同年六月拾五日父母追完届出㊞	親　権	【親権者を定めた日】平成５年５月２７日 【親権者】父 【届出人】父母 【特記事項】平成５年６月１５日父母追完届出	
103	裁判上の離婚に当たり未成年の子の親権者に関する記載（子が父又は母と同一の戸籍にある場合）		父又は母の戸籍	同　上	平成七年四月拾日親権者を母と定められる㊞	親　権	【親権者を定められた日】平成７年４月１０日 【親権者】母	
104	同上（子が父又は母と戸籍を異にする場合）		子の戸籍	同　上	平成七年四月拾日親権者を母と定められる同月拾四日母届出同月拾九日横浜市中区長から送付㊞	親　権	【親権者を定められた日】平成７年４月１０日 【親権者】母 【届出日】平成７年４月１４日 【届出人】母 【送付を受けた日】平成７年４月１９日 【受理者】横浜市中区長	注23
(137)	離婚取消届	夫の本籍地	夫の戸籍	夫の身分事項欄	平成八年五月弐日妻梅子との離婚取消の裁判確定同月拾日妻届出㊞	離婚取消し	【離婚取消しの裁判確定日】平成８年５月２日 【配偶者氏名】甲野梅子 【届出日】平成８年５月１０日 【届出人】妻	
(138)				妻の身分事項欄	平成八年五月弐日夫義太郎との離婚取消の裁判確定同月拾日届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍㊞	離婚取消し	【離婚取消しの裁判確定日】平成８年５月２日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成８年５月１０日 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	
(139)			妻の離婚取消前の戸籍	同　上	平成八年五月弐日夫義太郎との離婚取消の裁判確定同月拾日届出同月拾弐日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	離婚取消し	【離婚取消しの裁判確定日】平成８年５月２日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【届出日】平成８年５月１０日 【送付を受けた日】平成８年５月１２日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	

注18　夫婦の戸籍中夫の身分事項欄の記載は，85の振り合いによる。
注19　妻の新戸籍中戸籍事項欄の記載は，87の振り合いにより，妻の身分事項欄の記載は，88の振り合いによる。
注20　夫婦の戸籍中夫の身分事項欄の記載は，85の振り合いによる。戸籍事項欄の77条の２の届出事項は，管外転籍の場合には，規則37条の規定により移記を要する。
注21　戸籍事項欄の記載は，管外転籍の場合には，規則37条の規定により移記をして記載する。
注22　父母の離婚届が子の本籍地の市区町村にされた場合は，101の振り合いによる。
注23　父母の離婚届が子の本籍地の市区町村にされた場合は，「……母届出」までの振り合いによる。

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
	7　親権及び未成年者の後見	（7　親権及び未成年者の後見）						
105	協議による親権者指定届	本籍地	子の戸籍	子の身分事項欄	平成四年壱月拾弐日親権者を父と定める旨父母届出㊞	親　権	【親権者を定めた日】平成４年１月１２日 【親権者】父 【届出人】父母	
106	裁判による親権者指定届	非本籍地	同　上	同　上	平成五年弐月六日親権者を父と定める裁判確定同月九日父届出同月拾壱日横浜市中区長から送付㊞	親　権	【親権者を定める裁判確定日】平成５年２月６日 【親権者】父 【届出日】平成５年２月９日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成５年２月１１日 【受理者】横浜市中区長	
(140)	養子離縁後の親権者を父母の協議により定めた旨の届	本籍地	同　上	同　上	平成五年七月拾日父親権者となる同月拾弐日父母届出㊞	親　権	【親権者となった日】平成５年７月１０日 【親権者】父 【届出日】平成５年７月１２日 【届出人】父母	注24
(141)	養子離縁後の親権者を裁判により定めた旨の届	同上	同　上	同　上	平成五年七月五日母親権者となる同日母届出㊞	親　権	【親権者となった日】平成５年７月５日 【親権者】母 【届出日】平成５年７月５日 【届出人】母	注25
(142)	調停による親権者指定届	同上	同　上	同　上	平成五年六月拾弐日親権者を父と定める調停成立同月拾五日父届出㊞	親　権	【親権者を定める調停成立日】平成５年６月１２日 【親権者】父 【届出日】平成５年６月１５日 【届出人】父	
107	親権者変更届	同上	同　上	同　上	平成六年参月七日親権者を母に変更の裁判確定同月拾参日母届出㊞	親　権	【親権者変更の裁判確定日】平成６年３月７日 【親権者】母 【届出日】平成６年３月１３日 【届出人】母	
(143)	調停による親権者変更届	同上	同　上	同　上	平成六年七月六日親権者を母に変更の調停成立同月八日母届出㊞	親　権	【親権者変更の調停成立日】平成６年７月６日 【親権者】母 【届出日】平成６年７月８日 【届出人】母	
(144)	父母の再婚により父母の共同親権に服することになった場合		同　上	同　上	平成五年五月拾日父母婚姻により父母の共同親権に服するに至る同月拾五日記載㊞	親　権	【共同親権に服した日】平成５年５月１０日 【親権者】父母 【記録日】平成５年５月１５日 【特記事項】父母婚姻による共同親権	
(145)	父母離婚の際親権者を父と定められた子が養子となった後離縁した場合		同　上	同　上	平成四年拾壱月九日父の親権に服するに至る同月拾五日記載㊞	親　権	【親権に服した日】平成４年１１月９日 【親権者】父 【記録日】平成４年１１月１５日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
108	親権（管理権）喪失の審判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾四年六月壱日父親権（管理権）喪失の審判確定同月四日嘱託㊞	親　権	【親権（管理権）喪失の審判確定日】平成２４年６月１日 【親権（管理権）喪失者】父 【記録嘱託日】平成２４年６月４日	
109	親権停止の審判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾四年六月壱日父親権停止（停止期間二年間）の審判確定同月四日嘱託㊞	親　権	【親権停止の審判確定日】平成２４年６月１日 【親権停止者】父 【親権停止期間】２年間 【記録嘱託日】平成２４年６月４日	
110	親権（管理権）喪失の審判取消届	本籍地	同　上	同　上	平成弐拾五年九月参日父親権（管理権）喪失の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞	親　権	【親権（管理権）喪失の審判取消しの裁判確定日】平成２５年９月３日 【親権（管理権）喪失取消者】父 【届出日】平成２５年９月９日 【届出人】親族　乙原清吉 【従前の記録】 【親権（管理権）喪失の審判確定日】平成２４年６月１日 【親権（管理権）喪失者】父 【記録嘱託日】平成２４年６月４日	
111	親権停止の審判取消届	同上	同　上	同　上	平成弐拾五年九月参日父親権停止の審判取消の裁判確定同月九日同人親族乙原清吉届出㊞	親　権	【親権停止の審判取消しの裁判確定日】平成２５年９月３日 【親権停止取消者】父 【届出日】平成２５年９月９日 【届出人】親族　乙原清吉 【従前の記録】 【親権停止の審判確定日】平成２４年６月１日 【親権停止者】父 【親権停止期間】２年間 【記録嘱託日】平成２４年６月４日	
112	親権（管理権）辞任届	同上	同　上	同　上	平成九年六月拾参日父親権（管理権）辞任届出㊞	親　権	【親権（管理権）辞任日】平成９年６月１３日 【親権（管理権）辞任者】父	
113	親権（管理権）回復届	同上	同　上	同　上	平成拾年七月拾五日父親権（管理権）回復届出㊞	親　権	【親権（管理権）回復日】平成１０年７月１５日 【親権（管理権）回復者】父	
114	親権者の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託		同　上	同　上	平成五年拾月拾九日親権者母の職務執行停止及び代行者東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月弐拾四日嘱託㊞	親　権	【親権者職務執行停止及び代行者選任の裁判発効日】平成５年１０月１９日 【職務執行停止を受けた者】親権者母 【親権代行者】甲野梅吉 【親権代行者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野梅吉 【記録嘱託日】平成５年１０月２４日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
115	親権者の職務執行停止及び代行者選任（改任）の裁判失効による嘱託（親権者の指定，変更の裁判確定の場合）		同　上	同　上	平成五年弐月弐拾日親権者を父と定める裁判（親権者を父に変更の裁判）確定により親権者母の職務執行停止の裁判失効同月弐拾参日嘱託㊞	親　権	【親権者職務執行停止の裁判失効日】平成５年２月２０日 【記録嘱託日】平成５年２月２３日 【特記事項】親権者を父と定める裁判確定（親権者を父に変更の裁判確定）	
116	同　上（その他の場合）		同　上	同　上	平成六年参月拾壱日親権者母の職務執行停止の裁判失効同月拾六日嘱託㊞	親　権	【親権者職務執行停止の裁判失効日】平成６年３月１１日 【記録嘱託日】平成６年３月１６日	
117	親権者の代行者改任の裁判発効による嘱託		同　上	同　上	平成六年七月七日親権者母の代行者を東京都千代田区永田町二丁目五番地乙原高助に改任の裁判発効同月拾弐日嘱託㊞	親　権	【親権代行者改任の裁判発効日】平成６年７月７日 【親権代行者】乙原高助 【親権代行者の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目５番地　乙原高助 【記録嘱託日】平成６年７月１２日	
(146)	親権者の管理権執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託		同　上	同　上	平成五年拾月拾九日親権者父の管理権執行停止及び代行者東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野梅吉選任の裁判発効同月弐拾四日嘱託㊞	親　権	【管理権執行停止及び代行者選任の裁判発効日】平成５年１０月１９日 【管理権執行停止を受けた者】親権者父 【管理権代行者】甲野梅吉 【管理権代行者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野梅吉 【記録嘱託日】平成５年１０月２４日	
(147)	親権者の管理権執行停止及び代行者選任（改任）の裁判失効による嘱託		同　上	同　上	平成六年参月拾壱日親権者父の管理権執行停止の裁判失効同月拾六日嘱託㊞	親　権	【管理権執行停止の裁判失効日】平成６年３月１１日 【記録嘱託日】平成６年３月１６日	
(148)	親権者の管理権代行者改任の裁判発効による嘱託		同　上	同　上	平成六年七月七日親権者父の管理権代行者を東京都千代田区永田町二丁目五番地乙原高助に改任の裁判発効同月拾弐日嘱託㊞	親　権	【管理権代行者改任の裁判発効日】平成６年７月７日 【管理権代行者】乙原高助 【管理権代行者の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目５番地　乙原高助 【記録嘱託日】平成６年７月１２日	
(149)	成年に達したため親権に服さなくなった旨記載の申出があった場合		同　上	同　上	平成五年五月六日成年に達したため親権に服さなくなる同月八日記載㊞	親　権	【親権に服さなくなった日】平成５年５月６日 【記録日】平成５年５月８日 【特記事項】成年に達したため	
(150)	婚姻したため親権に服さなくなった旨記載の申出があった場合		子の婚姻前の戸籍	同　上	平成五年六月八日婚姻したため親権に服さなくなる同日記載㊞	親　権	【親権に服さなくなった日】平成５年６月８日 【記録日】平成５年６月８日 【特記事項】婚姻したため	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
118	未成年者の後見開始届（未成年後見人が法人である場合を除く。）	非本籍地	未成年者の戸籍	未成年者の身分事項欄	平成弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に就職同月弐拾参日届出同月弐拾五日同区長から送付㊞	未成年者の後見	【未成年後見人就職日】平成２５年９月１８日 【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため） 【未成年後見人】甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　甲原忠太郎 【届出日】平成２５年９月２３日 【送付を受けた日】平成２５年９月２５日 【受理者】千葉市中央区長	
119	未成年者の後見開始届（未成年後見人が法人である場合）	同上	同　上	同　上	平成弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に就職同月弐拾参日届出同月弐拾五日千葉市中央区長から送付㊞	未成年者の後見	【未成年後見人就職日】平成２５年９月１８日 【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため） 【未成年後見人】社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】東京都中央区京橋一丁目１番１号 【届出日】平成２５年９月２３日 【送付を受けた日】平成２５年９月２５日 【受理者】千葉市中央区長	
120	未成年後見人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託（親権喪失，親権停止の場合）		未成年被後見人の戸籍	未成年被後見人の身分事項欄	平成弐拾五年九月拾八日千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成２５年９月１８日 【未成年後見人】甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　甲原忠太郎 【記録嘱託日】平成２５年９月２０日	
121	未成年後見人（法人）選任の裁判確定による嘱託（親権喪失，親権停止の場合）		同　上	同　上	平成弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成２５年９月１８日 【未成年後見人】社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】東京都中央区京橋一丁目１番１号 【記録嘱託日】平成２５年９月２０日	
122	未成年後見人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託（管理権喪失，行方不明，長期不在等の場合）		同　上	同　上	平成弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）千葉市中央区千葉港五番地甲原忠太郎同籍孝吉未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成２５年９月１８日 【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため） 【未成年後見人】甲原孝吉 【未成年後見人の戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　甲原忠太郎 【記録嘱託日】平成２５年９月２０日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
123	未成年後見人（法人）選任の裁判確定による嘱託（管理権喪失，行方不明，長期不在等の場合）		同　上	同　上	平成弐拾五年九月拾八日親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため）東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人丙未成年後見人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人選任の裁判確定日】平成２５年９月１８日 【未成年者の後見開始事由】親権を行う者がないため（親権を行う者が管理権を有しないため） 【未成年後見人】社会福祉法人丙 【未成年後見人の住所】東京都中央区京橋一丁目１番１号 【記録嘱託日】平成２５年９月２０日	
(151)	未成年後見人（未成年後見監督人）の職務執行停止及び代行者選任の裁判発効による嘱託		未成年被後見人の戸籍	未成年被後見人の身分事項欄	平成拾四年九月拾八日未成年後見人（未成年後見監督人）甲原孝吉の職務執行停止及び代行者京都市上京区小山初音町十八番地乙川忠夫同籍松子選任の裁判発効同月弐拾壱日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人（未成年後見監督人）職務執行停止及び代行者選任の裁判発効日】平成１４年９月１８日 【職務執行停止を受けた者】未成年後見人（未成年後見監督人）甲原孝吉 【未成年後見（未成年後見監督）代行者】乙川松子 【未成年後見（未成年後見監督）代行者の戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙川忠夫 【記録嘱託日】平成１４年９月２１日	
(152)	未成年後見人（未成年後見監督人）の職務執行停止及び代行者選任（改任）の裁判失効による嘱託		同　上	同　上	平成拾五年弐月弐拾五日未成年後見人（未成年後見監督人）甲原孝吉の職務執行停止の裁判失効同月弐拾八日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人（未成年後見監督人）職務執行停止の裁判失効日】平成１５年２月２５日 【記録嘱託日】平成１５年２月２８日	
(153)	未成年後見人（未成年後見監督人）の代行者改任の裁判発効による嘱託		同　上	同　上	平成拾六年弐月七日未成年後見人（未成年後見監督人）甲原孝吉の代行者を東京都千代田区平河町二丁目八番地丙原鉄吉同籍五郎に改任の裁判発効同月拾壱日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見（未成年後見監督）代行者改任の裁判発効日】平成１６年２月７日 【未成年後見（未成年後見監督）代行者】丙原五郎 【未成年後見（未成年後見監督）代行者の戸籍】東京都千代田区平河町二丁目８番地　丙原鉄吉 【記録嘱託日】平成１６年２月１１日	
124	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
125	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見人】甲原孝吉，社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
126	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見人】甲原孝吉，社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
127	未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消しの裁判確定日】平成２７年９月３日 【記録嘱託日】平成２７年９月７日 【従前の記録】 【未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
128	未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの取消しの裁判確定日】平成２７年９月３日 【記録嘱託日】平成２７年９月７日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見人】甲原孝吉，社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
129	未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾七年九月参日未成年後見人甲原孝吉、同社会福祉法人丙の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消しの裁判確定日】平成２７年９月３日 【記録嘱託日】平成２７年９月７日 【従前の記録】 【未成年後見人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見人】甲原孝吉，社会福祉法人丙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
130	未成年後見人辞任許可の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾四年八月弐拾四日未成年後見人甲原孝吉辞任許可の裁判確定同月弐拾七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人辞任許可の裁判確定日】平成２４年８月２４日 【辞任した未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成２４年８月２７日	
131	未成年後見人解任の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾四年拾壱月九日未成年後見人甲原孝吉解任の裁判確定同月拾四日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見人解任の裁判確定日】平成２４年１１月９日 【解任された未成年後見人】甲原孝吉 【記録嘱託日】平成２４年１１月１４日	
132	未成年後見人地位喪失届（死亡の場合）	本籍地	同　上	同　上	平成弐拾四年拾月七日未成年後見人甲原孝吉死亡未成年後見人乙原高助同月拾五日地位喪失届出㊞	未成年者の後見	【未成年後見人地位喪失事由の発生日】平成２４年１０月７日 【地位喪失事由】未成年後見人甲原孝吉の死亡 【届出日】平成２４年１０月１５日 【届出人】未成年後見人　乙原高助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
133	未成年者の後見終了届	同上	同　上	同　上	平成拾四年拾壱月壱日成年に達したため未成年者の後見終了同月九日届出㊞	未成年者の後見	【未成年者の後見終了日】平成１４年１１月１日 【届出日】平成１４年１１月９日 【特記事項】成年に達したため	
(154)	成年に達したため未成年者の後見終了の旨記載の申出があった場合		同　上	同　上	平成拾五年五月七日成年に達したため未成年者の後見終了同月弐拾七日記載㊞	未成年者の後見	【未成年者の後見終了日】平成１５年５月７日 【記録日】平成１５年５月２７日 【特記事項】成年に達したため	
134	未成年後見監督人（法人を除く。）就職届	同上	同　上	同　上	平成拾六年壱月八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人就職日】平成１６年１月８日 【未成年後見監督人】甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目５番地　甲川芳吉 【届出日】平成１６年１月１１日	
135	未成年後見監督人（法人）就職届	同上	同　上	同　上	平成弐拾四年六月八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に就職同月拾壱日届出㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人就職日】平成２４年６月８日 【未成年後見監督人】社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住所】東京都中央区京橋一丁目１番１号 【届出日】平成２４年６月１１日	
136	未成年後見監督人（法人を除く。）選任の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾五年九月拾八日東京都千代田区永田町二丁目五番地甲川芳吉同籍松子未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】平成２５年９月１８日 【未成年後見監督人】甲川松子 【未成年後見監督人の戸籍】東京都千代田区永田町二丁目５番地　甲川芳吉 【記録嘱託日】平成２５年９月２０日	
137	未成年後見監督人（法人）選任の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾五年九月拾八日東京都中央区京橋一丁目一番一号社会福祉法人乙未成年後見監督人に選任の裁判確定同月弐拾日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人選任の裁判確定日】平成２５年９月１８日 【未成年後見監督人】社会福祉法人乙 【未成年後見監督人の住所】東京都中央区京橋一丁目１番１号 【記録嘱託日】平成２５年９月２０日	
(155)	未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見監督人甲野梅子の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
(156)	未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見監督人甲野梅子、同社会福祉法人乙の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見監督人】甲野梅子，社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
(157)	未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾六年九月弐拾五日未成年後見監督人甲野梅子、同社会福祉法人乙の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定同月弐拾九日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見監督人】甲野梅子，社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(158)	未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾七年九月参日未成年後見監督人甲野梅子の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消しの裁判確定日】平成２７年９月３日 【記録嘱託日】平成２７年９月７日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
(159)	未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾七年九月参日未成年後見監督人甲野梅子、同社会福祉法人乙の財産に関する権限単独行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの取消しの裁判確定日】平成２７年９月３日 【記録嘱託日】平成２７年９月７日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限単独行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見監督人】甲野梅子，社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
(160)	未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾七年九月参日未成年後見監督人甲野梅子、同社会福祉法人乙の財産に関する権限分掌行使の定めの取消の裁判確定同月七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの取消しの裁判確定日】平成２７年９月３日 【記録嘱託日】平成２７年９月７日 【従前の記録】 【未成年後見監督人の財産に関する権限分掌行使の定めの裁判確定日】平成２６年９月２５日 【未成年後見監督人】甲野梅子，社会福祉法人乙 【記録嘱託日】平成２６年９月２９日	
(161)	未成年後見監督人辞任許可の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾四年八月弐拾四日未成年後見監督人甲野梅子辞任許可の裁判確定同月弐拾七日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人辞任許可の裁判確定日】平成２４年８月２４日 【辞任した未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成２４年８月２７日	
(162)	未成年後見監督人解任の裁判確定による嘱託		同　上	同　上	平成弐拾四年拾壱月九日未成年後見監督人甲野梅子解任の裁判確定同月拾四日嘱託㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人解任の裁判確定日】平成２４年１１月９日 【解任された未成年後見監督人】甲野梅子 【記録嘱託日】平成２４年１１月１４日	
(163)	未成年後見監督人地位喪失届（死亡の場合）	本籍地	同　上	同　上	平成弐拾四年拾月七日未成年後見監督人甲野梅子死亡未成年後見監督人乙野広造同月拾五日地位喪失届出㊞	未成年者の後見	【未成年後見監督人地位喪失事由の発生日】平成２４年１０月７日 【地位喪失事由】未成年後見監督人甲野梅子の死亡 【届出日】平成２４年１０月１５日 【届出人】未成年後見監督人　乙野広造	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
注24　「平成五年七月拾日」は離縁届出の日である。 注25　「平成五年七月五日」は離縁届出の日である。								
	8　死亡及び失踪　（8　死　亡）							
138	死　亡　届	本籍地	死亡者の戸籍	死亡者の身分事項欄	平成四年壱月九日午後八時参拾分東京都千代田区で死亡同月拾壱日親族甲野義太郎届出除籍㊞	死　亡	【死亡日】平成４年１月９日 【死亡時分】午後８時３０分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成４年１月１１日 【届出人】親族　甲野義太郎	注26
139	同　上 （全員除籍により戸籍を消除する場合）	非本籍地	同　上	戸籍事項欄	平成五年弐月拾日消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成５年２月１０日	
140				死亡者の身分事項欄	平成五年弐月六日午前五時横浜市中区で死亡同月九日同居者丙原正作届出同月拾日同区長から送付除籍㊞	死　亡	【死亡日】平成５年２月６日 【死亡時分】午前５時 【死亡地】横浜市中区 【届出日】平成５年２月９日 【届出人】同居者　丙原正作 【送付を受けた日】平成５年２月１０日 【受理者】横浜市中区長	
(164)	公設所の長がした死　亡　届	同上	同　上	同　上	平成五年九月九日午後拾壱時東京都新宿区で死亡同月拾壱日丙原五郎届出同月拾五日同区長から送付除籍㊞	死　亡	【死亡日】平成５年９月９日 【死亡時分】午後１１時 【死亡地】東京都新宿区 【届出日】平成５年９月１１日 【届出人】丙原五郎 【送付を受けた日】平成５年９月１５日 【受理者】東京都新宿区長	注27
(165)	管轄局の指示を得て受理した死亡届	本籍地	同　上	同　上	平成拾四年八月拾参日午後拾時東京都千代田区で死亡同月弐拾壱日親族甲野梅子届出同月弐拾六日除籍㊞	死　亡	【死亡日】平成１４年８月１３日 【死亡時分】午後１０時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成１４年８月２１日 【届出人】親族　甲野梅子 【除籍日】平成１４年８月２６日	
(166)	水難により死亡した者の死亡報告		同　上	同　上	平成六年参月拾壱日推定午後参時千葉県安房郡和田町沖で死亡同月拾弐日千倉警察署長報告同月拾参日和田町長から送付除籍㊞	死　亡	【死亡日】平成６年３月１１日 【死亡時分】推定午後３時 【死亡地】千葉県安房郡和田町沖 【報告日】平成６年３月１２日 【報告者】千倉警察署長 【送付を受けた日】平成６年３月１３日 【受理者】千葉県安房郡和田町長	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(167)	在監中に死亡した者の死亡報告		同　上	同　上	平成七年四月拾日午前拾時参拾分東京都中野区で死亡同月弐拾日丙原鉄吉報告同月弐拾四日同区長から送付除籍㊞	死　　亡	【死亡日】平成７年４月１０日 【死亡時分】午前１０時３０分 【死亡地】東京都中野区 【報告日】平成７年４月２０日 【報告者】丙原鉄吉 【送付を受けた日】平成７年４月２４日 【受理者】東京都中野区長	注28
(168)	本籍氏名不明の死亡者について，本籍氏名が判明した旨の報告		同　上	同　上	平成八年五月四日午前拾時横浜市中区で死亡同日加賀町警察署長報告同月弐拾日同区長から送付除籍㊞	死　　亡	【死亡日】平成８年５月４日 【死亡時分】午前１０時 【死亡地】横浜市中区 【報告日】平成８年５月４日 【報告者】加賀町警察署長 【送付を受けた日】平成８年５月２０日 【受理者】横浜市中区長	
(169)	管轄局の許可を得てする死亡の記載（非本籍地受理の死亡届が本籍地へ未着のため近親者から資料の提出があった場合）		同　上	同　上	昭和五拾六年八月六日推定午前六時東京都千代田区で死亡同月七日同居者乙川英助同区長に届出平成拾弐年六月拾日許可同月拾弐日除籍㊞	死　　亡	【死亡日】昭和５６年８月６日 【死亡時分】推定午前６時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】昭和５６年８月７日 【届出人】同居者　乙川英助 【受理者】東京都千代田区長 【許可日】平成１２年６月１０日 【除籍日】平成１２年６月１２日	
(170)	死亡の届出がないためにする職権記載		同　上	同　上	昭和四拾四年参月日時及び場所不詳死亡平成弐年六月壱日許可同月五日除籍㊞	死　　亡	【死亡日時】昭和４４年３月日時不詳 【死亡地】不詳 【許可日】平成２年６月１日 【除籍日】平成２年６月５日	
(171)	100歳以上の高齢者についてする死亡の職権記載		同　上	同　上	高齢者につき死亡と認定平成五年壱月拾四日許可同月拾六日除籍㊞	高齢者消除	【高齢者消除の許可日】平成５年１月１４日 【除籍日】平成５年１月１６日	
141	配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載		同　上	生存配偶者の身分事項欄	平成四年七月六日夫死亡㊞	配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成４年７月６日	
142	失踪宣告届	本籍地	失踪者の戸籍	失踪者の身分事項欄	平成四年参月拾日死亡とみなされる平成六年八月五日失踪宣告の裁判確定同月七日弟甲野啓次郎届出除籍㊞	失踪宣告	【死亡とみなされる日】平成４年３月１０日 【失踪宣告の裁判確定日】平成６年８月５日 【届出日】平成６年８月７日 【届出人】親族　甲野啓次郎	
143	配偶者の失踪による婚姻解消に関する記載		同　上	生存配偶者の身分事項欄	平成四年参月拾日夫死亡とみなされる㊞	配偶者の失踪宣告	【配偶者の死亡とみなされる日】平成４年３月１０日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
144	失踪宣告取消届	本籍地	同　上	失踪者の従前の身分事項欄	平成拾弐年九月弐拾壱日失踪宣告取消の裁判確定同月弐拾六日妻届出失踪の記載消除㊞	失踪宣告取消し	【失踪宣告取消しの裁判確定日】平成１２年９月２１日 【届出日】平成１２年９月２６日 【届出人】妻 【消除事項】失踪事項 【従前の記録】 【死亡とみなされる日】平成４年３月１０日 【失踪宣告の裁判確定日】平成６年８月５日 【届出日】平成６年８月７日 【届出人】親族　甲野啓次郎	注29
145	失踪宣告の取消しにより婚姻解消事項を消除する場合の記載		同　上	失踪者の配偶者の身分事項欄	平成拾弐年九月弐拾六日夫失踪の記載消除㊞	配偶者の失踪宣告取消し	【消除日】平成１２年９月２６日 【消除事項】配偶者の失踪事項 【従前の記録】 【配偶者の死亡とみなされる日】平成４年３月１０日	

注26　同居の親族又は同居していない親族のいずれが届出をした場合でも，その届出人の資格は，単に「親族」と記載する。
注27　この場合，届出人の資格「何病院長」の記載をしない。
注28　この場合，報告者の資格「何刑務所長」の記載をしない。
注29　失踪者の戸籍中失踪者の回復後の身分事項欄には，規則39条１項各号に掲げる事項のみを記載すれば足り，失踪宣告取消届による回復に関する事項の記載は要しない。

9　生存配偶者の復氏

146	生存配偶者の復氏届	復氏後の本籍地	婚姻前の戸籍	復氏者の身分事項欄	平成六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	復　氏	【婚姻前の氏に復した日】平成６年１月７日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
147			婚姻後の戸籍	同　上	平成六年壱月七日婚姻前の氏に復する届出同月拾日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき除籍㊞	復　氏	【婚姻前の氏に復した日】平成６年１月７日 【送付を受けた日】平成６年１月１０日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野忠治	
148	同上（復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合）	同上	新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月拾七日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成５年２月１７日	
149				復氏者の身分事項欄	平成五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	復　氏	【婚姻前の氏に復した日】平成５年２月１７日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
150			婚姻後の戸籍	同　上	平成五年弐月拾七日婚姻前の氏に復する届出同月拾九日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞	復　　氏	【婚姻前の氏に復した日】平成５年２月１７日 【送付を受けた日】平成５年２月１９日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地	
	10　姻族関係の終了　（9　姻族関係の終了）							
151	姻族関係終了届（夫が亡妻と同一戸籍にある場合）	本籍地	生存配偶者の戸籍	生存配偶者の身分事項欄	平成五年壱月七日亡妻梅子の親族との姻族関係終了届出㊞	姻族関係終了	【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】平成５年１月７日 【死亡配偶者氏名】甲野梅子	注30
(172)	同　上（妻が亡夫と戸籍を異にする場合）	同上	同　上	同　上	平成六年弐月五日東京都千代田区平河町一丁目四番地亡夫甲野義太郎の親族との姻族関係終了届出㊞	姻族関係終了	【死亡配偶者の親族との姻族関係終了日】平成６年２月５日 【死亡配偶者氏名】甲野義太郎 【死亡配偶者の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
注30　夫が亡妻と戸籍を異にする場合は，(172) の振り合いによる。								
	11　推定相続人の廃除							
152	推定相続人廃除届	廃除された者の本籍地	廃除された者の戸籍	廃除された者の身分事項欄	平成四年九月拾四日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月拾五日父届出㊞	推定相続人廃除	【推定相続人廃除の裁判確定日】平成４年９月１４日 【被相続人】父　甲野義太郎 【届出日】平成４年９月１５日 【届出人】父	
153	推定相続人廃除取消届	同上	同　上	同　上	平成五年拾月八日父甲野義太郎の推定相続人廃除取消の裁判確定同月拾五日父届出㊞	推定相続人廃除取消し	【推定相続人廃除取消しの裁判確定日】平成５年１０月８日 【被相続人】父　甲野義太郎 【届出日】平成５年１０月１５日 【届出人】父 【従前の記録】 【推定相続人廃除の裁判確定日】平成４年９月１４日 【被相続人】父　甲野義太郎 【届出日】平成４年９月１５日 【届出人】父	
	12　入　　籍　（10　入　　籍）							
154	父母の氏を称する入　籍　届	本籍地	父母の戸籍	子の身分事項欄	平成拾参年拾月壱日父母の氏を称する入籍届出同月五日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	入　　籍	【届出日】平成１３年１０月１日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【送付を受けた日】平成１３年１０月５日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
155			子の従前の戸籍	同　上	平成拾参年拾月壱日父母の氏を称する入籍届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	入　　籍	【届出日】平成１３年１０月１日 【除籍事由】父母の氏を称する入籍 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野義太郎	
156	同　　上 （配偶者とともに届出があった場合）	同上	子の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾参年四月拾弐日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成１３年４月１２日	
157				筆頭者となる子（夫）の身分事項欄	平成拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出同月拾弐日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	入　　籍	【届出日】平成１３年４月６日 【入籍事由】父母の氏を称する入籍 【共同届出人】妻 【送付を受けた日】平成１３年４月１２日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
158				子の配偶者（妻）の身分事項欄	平成拾参年四月拾弐日夫とともに入籍㊞	配偶者の入籍	【届出による入籍日】平成１３年４月１２日 【入籍事由】夫が父母の氏を称する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
159			子の従前の戸籍	筆頭者である子（夫）の身分事項欄	平成拾参年四月六日父母の氏を称する入籍妻とともに届出京都市上京区小山初音町十八番地に乙川の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	入　　籍	【届出日】平成１３年４月６日 【除籍事由】父母の氏を称する入籍 【共同届出人】妻 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【称する氏】乙川	
160				子の配偶者（妻）の身分事項欄	平成拾参年四月六日夫とともに除籍㊞	配偶者の入籍	【届出による除籍日】平成１３年４月６日 【除籍事由】夫が父母の氏を称する入籍 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【称する氏】乙川	
161	父の氏を称する入籍届 （父につき新戸籍を編製する場合）	入籍後の本籍地	父の新戸籍	戸籍事項欄	平成五年弐月四日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成５年２月４日	
162				父の身分事項欄	子の入籍届出平成五年弐月四日東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	子の入籍	【入籍日】平成５年２月４日 【入籍事由】子の入籍届出 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
163				子の身分事項欄	平成五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	入　　籍	【届出日】平成５年２月４日 【入籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子	
164			父の従前の戸籍	父の身分事項欄	平成五年弐月四日子の入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	子の入籍	【届出日】平成５年２月４日 【除籍事由】子の入籍届出 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	
165			子の従前の戸籍	子の身分事項欄	平成五年弐月四日父の氏を称する入籍親権者母届出同月六日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍㊞	入　　籍	【届出日】平成５年２月４日 【除籍事由】父の氏を称する入籍 【届出人】親権者母 【送付を受けた日】平成５年２月６日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
166	従前の氏に復する入　　籍　　届	復氏後の本籍地	子の復籍すべき戸籍	同　上	平成六年参月七日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	入　　籍	【届出日】平成６年３月７日 【入籍事由】従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
167			子の従前の戸籍	同　上	平成六年参月七日従前の氏に復する入籍届出同月九日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍に入籍につき除籍㊞	入　　籍	【届出日】平成６年３月７日 【除籍事由】従前の氏に復する入籍 【送付を受けた日】平成６年３月９日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　乙野梅子	
168	同　　上 （復氏者の復籍すべき戸籍が既に除かれている場合又は復氏者が新戸籍編製の申出をした場合）	同上	子の新戸籍	戸籍事項欄	平成七年四月九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成７年４月９日	
169				子の身分事項欄	平成七年四月九日従前の氏に復する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	入　　籍	【届出日】平成７年４月９日 【入籍事由】従前の氏に復する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
170			子の従前の戸籍	同　上	平成七年四月九日従前の氏に復する入籍届出同月拾弐日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地に新戸籍編製につき除籍㊞	入　　籍	【届出日】平成７年４月９日 【除籍事由】従前の氏に復する入籍 【送付を受けた日】平成７年４月１２日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(173)	子が母と同籍する入籍届	入籍後の本籍地	母の戸籍	同　上	平成四年拾月壱日母と同籍する入籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	入　籍	【届出日】平成４年１０月１日 【入籍事由】母と同籍する入籍 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子	
(174)			子の従前の戸籍	同　上	平成四年拾月壱日母と同籍する入籍届出同月五日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地甲野梅子戸籍に入籍につき除籍㊞	入　籍	【届出日】平成４年１０月１日 【除籍事由】母と同籍する入籍 【送付を受けた日】平成４年１０月５日 【受理者】京都市上京区長 【入籍戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　甲野梅子	
	13　分　　籍							
171	分　籍　届	本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成四年壱月拾九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成４年１月１９日	
172				分籍者の身分事項欄	平成四年壱月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍㊞	分　籍	【分籍日】平成４年１月１９日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	
173			従前の戸籍	同　上	平成四年壱月拾九日分籍届出東京都千代田区平河町一丁目百十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	分　籍	【分籍日】平成４年１月１９日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１１０番地	
	14　国籍の得喪　（11　国籍の得喪）							
174	国籍取得届（父の戸籍に入籍する場合）	本籍地	父の戸籍	国籍取得者の身分事項欄	平成九年弐月拾五日国籍取得同月弐拾四日親権者父母届出入籍（取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞	国籍取得	【国籍取得日】平成９年２月１５日 【届出日】平成９年２月２４日 【届出人】親権者父母 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール，マリア	
175	帰　化　届	帰化後の本籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成九年参月九日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成９年３月９日	注31
176				帰化者の身分事項欄	平成九年参月四日帰化同月九日届出入籍（帰化の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞	帰　化	【帰化日】平成９年３月４日 【届出日】平成９年３月９日 【帰化の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール，マリア	
(175)	無国籍であった者の国籍取得（帰　化）届	国籍取得（帰化）後の本籍地	新戸籍	国籍取得（帰化）者の身分事項欄	平成九年弐月拾日国籍取得（帰化）同月拾五日届出入籍（無国籍従前の氏名劉光仁）㊞	国籍取得（帰化）	【国籍取得（帰化）日】平成９年２月１０日 【届出日】平成９年２月１５日 【取得（帰化）の際の国籍】無国籍 【従前の氏名】劉光仁	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(176)	子の国籍取得（帰化）届により認知者父の戸籍に子が国籍取得(帰化)した旨記載する場合（子が父の戸籍に入るとき		父の戸籍	父の身分事項欄	平成九年拾月壱日子広造国籍取得（帰化）㊞	子の国籍取得（帰化）	【子の国籍取得（帰化）日】平成９年１０月１日 【子の氏名】甲野広造	注32
(177)	同　上（子が父の戸籍に入らないとき）		同　上	同　上	平成九年拾月壱日子甲野広造（新本籍東京都千代田区平河町一丁目四番地）国籍取得（帰化）同月八日記載㊞	子の国籍取得（帰化）	【子の国籍取得（帰化）日】平成９年１０月１日 【子の氏名】甲野広造 【子の新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【記録日】平成９年１０月８日	注33
(178)	養子の国籍取得(帰化)届により養親の戸籍に養子が国籍取得(帰化)した旨記載する場合（養子が養親の戸籍に入るとき）		養親の戸籍	養親の身分事項欄	平成九年拾月壱日養子広造国籍取得（帰化）㊞	養子の国籍取得（帰化）	【養子の国籍取得（帰化）日】平成９年１０月１日 【養子氏名】甲野広造	
(179)	同　上（養子が養親の戸籍に入らないとき）		同　上	同　上	平成九年拾月壱日養子乙野広造（新本籍東京都千代田区平河町二丁目五番地）国籍取得（帰化）同月七日記載㊞	養子の国籍取得（帰化）	【養子の国籍取得（帰化）日】平成９年１０月１日 【養子氏名】乙野広造 【養子の新本籍】東京都千代田区平河町二丁目５番地 【記録日】平成９年１０月７日	
(180)	子の国籍取得（帰化）届により父（母）につき新戸籍を編製する場合		父(母)の新戸籍	父(母)の身分事項欄	子の国籍取得（帰化）届出平成九年拾月七日埼玉県熊谷市大字熊谷百十番地小田竜夫戸籍から入籍㊞	子の国籍取得（帰化）	【入籍日】平成９年１０月７日 【入籍事由】子の国籍取得（帰化）届出 【従前戸籍】埼玉県熊谷市大字熊谷１１０番地　小田竜夫	注34
(181)			父(母)の従前の戸籍	同　上	平成九年拾月七日子の国籍取得（帰化）届出埼玉県熊谷市大字熊谷百十番地に新戸籍編製につき除籍㊞	子の国籍取得（帰化）	【届出日】平成９年１０月７日 【除籍事由】子の国籍取得（帰化）届出 【新本籍】埼玉県熊谷市大字熊谷１１０番地	
(182)	配偶者の帰化届により夫婦につき新戸籍を編製する場合（妻の帰化により夫の氏を称するとき）		夫婦の新戸籍	夫の身分事項欄	妻の帰化届出平成参年拾月七日埼玉県熊谷市大字熊谷百十番地小田竜夫戸籍から入籍㊞	配偶者の帰化	【入籍日】平成３年１０月７日 【入籍事由】妻の帰化届出 【従前戸籍】埼玉県熊谷市大字熊谷１１０番地　小田竜夫	注35
(183)			夫の従前の戸籍	同　上	平成参年拾月七日妻正子帰化届出埼玉県熊谷市大字熊谷百十番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	配偶者の帰化	【届出日】平成３年１０月７日 【除籍事由】妻の帰化届出 【配偶者氏名】小田正子 【新本籍】埼玉県熊谷市大字熊谷１１０番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(184)	配偶者の国籍取得（帰化）届により夫婦につき新戸籍を編製する場合（夫の国籍取得（帰化）により夫の氏を称するとき）		夫婦の新戸籍	妻の身分事項欄	夫の国籍取得（帰化）届出平成九年拾月七日岐阜市金沢町十番地林君子戸籍から入籍㊞	配偶者の国籍取得（帰化）	【入籍日】平成９年１０月７日 【入籍事由】夫の国籍取得（帰化）届出 【従前戸籍】岐阜市金沢町１０番地　林君子	注36
(185)			妻の従前の戸籍	同　上	平成九年拾月七日夫山川太郎国籍取得（帰化）届出同月拾日埼玉県熊谷市長から送付同市大字熊谷百十番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	配偶者の国籍取得（帰化）	【届出日】平成９年１０月７日 【除籍事由】夫の国籍取得（帰化）届出 【配偶者氏名】山川太郎 【送付を受けた日】平成９年１０月１０日 【受理者】埼玉県熊谷市長 【新本籍】埼玉県熊谷市大字熊谷１１０番地 【称する氏】夫の氏	
(186)	国籍を取得した女が国籍取得前に日本人夫婦の養子となった上日本人男と婚姻している場合（妻の国籍取得により妻の氏を称するとき）		父(母)の戸籍	国籍取得者の身分事項欄	平成九年弐月壱日国籍取得同月弐拾四日届出入籍鈴木一男同人妻春子の養子であるため東京都新宿区新宿一丁目一番地鈴木一男戸籍に入籍につき除籍（取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞	国籍取得	【国籍取得日】平成９年２月１日 【届出日】平成９年２月２４日 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール，マリア 【除籍事由】鈴木一男同人妻春子の養子であるため 【入籍戸籍】東京都新宿区新宿一丁目１番地　鈴木一男	
(187)			養親の戸籍	同　上	平成九年弐月壱日国籍取得同月弐拾四日届出同月弐拾八日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地山田花子戸籍から入籍甲野幸雄と婚姻をしているため東京都豊島区池袋一丁目一番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍（取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞	国籍取得	【国籍取得日】平成９年２月１日 【届出日】平成９年２月２４日 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール，マリア 【送付を受けた日】平成９年２月２８日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　山田花子 【除籍事由】甲野幸雄と婚姻をしているため 【新本籍】東京都豊島区池袋一丁目１番地 【称する氏】妻の氏	
(188)			夫婦の新戸籍	同　上	平成九年弐月壱日国籍取得同月弐拾四日届出同月弐拾八日東京都千代田区長から送付東京都新宿区新宿一丁目一番地鈴木一男戸籍から入籍（取得の際の国籍アメリカ合衆国従前の氏名ベルナール、マリア）㊞	国籍取得	【国籍取得日】平成９年２月１日 【届出日】平成９年２月２４日 【取得の際の国籍】アメリカ合衆国 【従前の氏名】ベルナール，マリア 【送付を受けた日】平成９年２月２８日 【受理者】東京都千代田区長 【従前戸籍】東京都新宿区新宿一丁目１番地　鈴木一男	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(189)	父（母）の国籍取得（帰化）届により子の父（母）欄を更正する場合		国籍取得（帰化）者の子の戸籍	国籍取得（帰化）者の子の身分事項欄	父（母）国籍取得（帰化）につき平成九年七月拾四日父(母)欄更正㊞	更　正	【更正日】平成９年７月１４日 【更正事項】父（母）の氏名 【更正事由】父（母）国籍取得（帰化） 【従前の記録】 【父（母)】ファンデンボッシュ，ウェイン	注37
177	国籍喪失届（自己の志望によって外国の国籍を取得した場合）	本籍地	喪失者の戸籍	喪失者の身分事項欄	平成八年五月七日アメリカ合衆国の国籍を取得したため国籍喪失同月弐拾七日叔父乙山一郎届出除籍㊞	国籍喪失	【国籍喪失日】平成８年５月７日 【喪失事由】アメリカ合衆国の国籍取得 【届出日】平成８年５月２７日 【届出人】親族　乙山一郎	
178	国籍選択届	同上	選択者の戸籍	選択者の身分事項欄	平成拾七年五月拾五日国籍選択の宣言届出㊞	国籍選択	【国籍選択の宣言日】平成１７年５月１５日	
179	国籍喪失報告（外国の国籍を選択した場合）		喪失者の戸籍	喪失者の身分事項欄	平成拾五年八月参日ブラジルの国籍を選択したため国籍喪失同年九月壱日在サンパウロ総領事報告除籍㊞	国籍喪失	【国籍喪失日】平成１５年８月３日 【喪失事由】ブラジルの国籍選択 【報告日】平成１５年９月１日 【報告者】在サンパウロ総領事	
180	同上（国籍を離脱した場合）		同上	同上	平成拾五年八月参日アメリカ合衆国の国籍を有し日本国籍を離脱したため国籍喪失同月七日東京法務局長報告除籍㊞	国籍喪失	【国籍喪失日】平成１５年８月３日 【喪失時の外国籍】アメリカ合衆国 【喪失事由】日本国籍の離脱 【報告日】平成１５年８月７日 【報告者】東京法務局長	
181	同上（国籍法15条３項による場合）		同上	同上	平成拾五年八月参日国籍選択の催告を受けて選択をしなかったため国籍喪失同年拾月七日大阪法務局長報告除籍㊞	国籍喪失	【国籍喪失日】平成１５年８月３日 【喪失事由】国籍選択の催告を受けて選択をしなかったため 【報告日】平成１５年１０月７日 【報告者】大阪法務局長	
182	同上（国籍法16条２項による場合）		同上	同上	平成拾五年八月参日国籍喪失の宣告を受けたため国籍喪失同月七日法務省民事局長報告除籍㊞	国籍喪失	【国籍喪失日】平成１５年８月３日 【喪失事由】国籍喪失の宣告を受けたため 【報告日】平成１５年８月７日 【報告者】法務省民事局長	
183	外国国籍喪失届	非本籍地	外国国籍喪失者の戸籍	外国国籍喪失者の身分事項欄	平成拾壱年五月六日アメリカ合衆国の国籍喪失同月参拾日届出同年六月八日東京都千代田区長から送付㊞	外国国籍喪失	【外国籍喪失日】平成１１年５月６日 【喪失した外国籍】アメリカ合衆国 【届出日】平成１１年５月３０日 【送付を受けた日】平成１１年６月８日 【受理者】東京都千代田区長	
(190)	夫婦の一方が日本の国籍を喪失した場合		夫婦の戸籍	国籍喪失者の配偶者の身分事項欄	夫（妻）国籍アメリカ合衆国㊞	配偶者の国籍喪失	【配偶者の国籍】アメリカ合衆国	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
注31	夫婦がともに帰化した場合も同一の振り合いによる。							
注32	帰化者が準正嫡出子の場合は，「長男広造」の振り合いによる。							
注33	帰化者が準正嫡出子の場合は，「長男甲野広造」の振り合いによる。							
注34	父（母）の新戸籍中戸籍事項欄の記載は，175の振り合いにより，子の身					分事項欄の記載は，176の振り合いによる。		
注35	夫婦の新戸籍中戸籍事項欄の記載は，175の振り合いにより，妻の身分事					項欄の記載は，176の振り合いによる。		
注36	夫婦の新戸籍中戸籍事項欄の記載は，175の振り合いにより，夫の身分事					項欄の記載は，176の振り合いによる。		
注37	国籍取得（帰化）者がその子と戸籍を異にする場合は，「父（母）（新本籍					福島県郡山市栄町九十三番地四）国籍取得（帰化）……」の振り合いによる。		
	15　氏名の変更　（12　氏名の変更）							
184	戸籍法107条１項による氏の変更届	本籍地	氏を変更する者の戸籍	戸籍事項欄	平成九年拾月拾七日戸籍法百七条一項の氏変更届出㊞	氏の変更	【氏変更日】平成９年１０月１７日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条１項の届出 【従前の記録】 【氏】我謝	
185	戸籍法107条２項による氏の変更届	同上	同　上	同　上	平成九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞	氏の変更	【氏変更日】平成９年５月８日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【従前の記録】 【氏】乙野	
186				氏を変更する者の身分事項欄	平成九年五月八日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞	氏の変更	【氏変更日】平成９年５月８日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出	
187	同　上（子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合）	非本籍地	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	平成八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出㊞ 平成八年七月五日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成８年７月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【編製日】平成８年７月５日	
188				氏を変更する者の身分事項欄	平成八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成８年７月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【送付を受けた日】平成８年７月５日 【受理者】東京都中央区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子	
189			氏を変更する者の従前の戸籍	同　上	平成八年七月参日戸籍法百七条二項の氏変更届出同月五日東京都中央区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成８年７月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条２項の届出 【送付を受けた日】平成８年７月５日 【受理者】東京都中央区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【変更後の氏】ファンデンボッシュ	
190	戸籍法107条３項による氏の変更届（子が氏を変更する者と同一の戸籍にある場合）	同上	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	平成拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出㊞ 平成拾年参月九日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成１０年３月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出 【編製日】平成１０年３月９日	注38

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
191				氏を変更する者の身分事項欄	平成拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市上京区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地ファンデンボッシュ梅子戸籍から入籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成１０年３月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出 【送付を受けた日】平成１０年３月９日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　ファンデンボッシュ梅子	
192			氏を変更する者の従前の戸籍	同　上	平成拾年参月参日戸籍法百七条三項の氏変更届出同月九日京都市上京区長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に「乙野」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成１０年３月３日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条３項の届出 【送付を受けた日】平成１０年３月９日 【受理者】京都市上京区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【変更後の氏】乙野	
193	戸籍法107条４項による氏の変更届	同上	氏を変更する者の新戸籍	戸籍事項欄	平成九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出㊞ 平成九年拾月五日編製㊞	氏の変更 戸籍編製	【氏変更日】平成９年１０月１日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出 【編製日】平成９年１０月５日	
194				氏を変更する者の身分事項欄	平成九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日埼玉県浦和市長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野梅子戸籍から入籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成９年１０月１日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出 【送付を受けた日】平成９年１０月５日 【受理者】埼玉県浦和市長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野梅子	
195			氏を変更する者の従前の戸籍	同　上	平成九年拾月壱日戸籍法百七条四項の氏変更届出同月五日埼玉県浦和市長から送付東京都千代田区平河町一丁目四番地に「ファンデンボッシュ」の氏の新戸籍編製につき除籍㊞	氏の変更	【氏変更日】平成９年１０月１日 【氏変更の事由】戸籍法１０７条４項の届出 【送付を受けた日】平成９年１０月５日 【受理者】埼玉県浦和市長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地 【変更後の氏】ファンデンボッシュ	
196	名の変更届	本籍地	名を変更する者の戸籍	名を変更する者の身分事項欄	平成五年弐月拾六日名の変更届出㊞	名の変更	【名の変更日】平成５年２月１６日 【従前の記録】 【名】銕吉	
(191)	15歳未満の者の名の変更届	同上	同　上	同　上	平成五年五月拾日名の変更親権者父母届出㊞	名の変更	【名の変更日】平成５年５月１０日 【届出人】親権者父母 【従前の記録】 【名】五雄	
注38　戸籍法107条３項による氏の変更をした者の戸籍に他に在籍者がいない場						合は185・186の記載例に準じた振り合いによる。		

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
	16　転　　籍							
197	転　籍　届（一の市町村から他の市町村に転籍する場合）	転籍地	転籍後の戸籍	戸籍事項欄	平成四年壱月弐拾日千葉市中央区千葉港五番地から転籍届出㊞	転　籍	【転籍日】平成４年１月２０日 【従前本籍】千葉市中央区千葉港５番地	
198			転籍前の戸籍	同　上	平成四年壱月弐拾日東京都千代田区西神田一丁目四番地に転籍届出同月弐拾壱日同区長から送付消除㊞	転　籍	【転籍日】平成４年１月２０日 【新本籍】東京都千代田区西神田一丁目４番地 【送付を受けた日】平成４年１月２１日 【受理者】東京都千代田区長	
199	同　上（同一市町村内で転籍する場合）	本籍地	転籍者の戸籍	同　上	平成五年弐月六日西神田二丁目十番地に転籍届出㊞	転　籍	【転籍日】平成５年２月６日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	注39
注39	転籍後の本籍の表示については，土地の名称及び地番号又は街区符号の番					号を記載すれば足り，都道府県郡市区町村名の記載は要しない。		
	17　就　　籍							
200	就　籍　届	就籍地	新戸籍	戸籍事項欄	平成弐拾四年六月弐拾八日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成２４年６月２８日	
201				就籍者の身分事項欄	平成弐拾四年六月弐拾弐日就籍許可の裁判確定同月弐拾八日届出㊞	就　籍	【就籍許可の裁判確定日】平成２４年６月２２日 【届出日】平成２４年６月２８日	
	18　戸籍の訂正　（13　戸籍の訂正）							
202	出生の日の訂正申請		訂正すべき記録のある者の戸籍	訂正すべき記録のある者の身分事項欄	平成四年壱月参拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年弐月拾七日父申請出生の日訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成４年２月１７日 【訂正事項】生年月日 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成４年１月３０日 【申請日】平成４年２月１７日 【申請人】父 【従前の記録】 【生年月日】平成２年１月１０日 【出生日】平成２年１月１０日	
(192)	誤記された生年月日について管轄局の長の許可を得てする職権訂正		訂正すべき者の戸籍	訂正すべき者の身分事項欄	誤記につき平成拾四年五月弐拾弐日許可同月弐拾四日出生の日訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成１４年５月２４日 【訂正事項】生年月日 【訂正事由】誤記 【許可日】平成１４年５月２２日 【従前の記録】 【生年月日】平成１１年７月５日 【出生日】平成１１年７月５日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(193)	誤記された生年月日について届書又は従前の戸籍によってする職権訂正		同　上	同　上	誤記につき平成五年五月八日出生の月日訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成５年５月８日 【訂正事項】生年月日 【訂正事由】誤記 【従前の記録】 【生年月日】平成２年６月２５日 【出生日】平成２年６月２５日	
(194)	出生の記載が遺漏しているためにする職権訂正		父母の戸籍	子の身分事項欄	平成参年五月拾日東京都千代田区で出生同月拾五日父届出入籍㊞ 右記載遺漏につき平成五年五月六日許可同月拾日記載㊞	出　生	【出生日】平成３年５月１０日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成３年５月１５日 【届出人】父	
						記　録	【記録日】平成５年５月１０日 【記録事由】記録遺漏 【許可日】平成５年５月６日	
(195)	出生の記載全部を消除する訂正申請		訂正すべき者の戸籍	訂正すべき者の身分事項欄	出生による入籍の記載は錯誤につき平成五年五月拾日戸籍訂正許可の裁判確定同月弐拾六日甲野忠雄申請戸籍の記載全部消除㊞	消　除	【消除日】平成５年５月２６日 【消除事項】戸籍の記録全部 【消除事由】出生による入籍の記録錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年５月１０日 【申請日】平成５年５月２６日 【申請人】甲野忠雄	
203	嫡出子否認の裁判による訂正申請		子の戸籍	子の身分事項欄	平成八年五月弐日嫡出子否認の裁判確定同月七日甲野義太郎申請父の記載消除父母との続柄訂正㊞	消　除	【消除日】平成８年５月７日 【消除事項】父の氏名 【消除事由】嫡出子否認の裁判確定 【裁判確定日】平成８年５月２日 【申請日】平成８年５月７日 【申請人】甲野義太郎 【関連訂正事項】父母との続柄 【従前の記録】 【父】甲野義太郎 【父母との続柄】長男（長女）	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
204	父を定める裁判による訂正申請		父の戸籍	同　上	平成六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六日同人申請東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍㊞	入　　籍	【入籍日】平成６年６月１６日 【入籍事由】父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】平成６年６月１１日 【申請日】平成６年６月１６日 【申請人】丙山信雄 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
205			子の従前の戸籍	同　上	平成六年六月拾壱日父を丙山信雄と定める裁判確定同月拾六日同人申請同月拾八日千葉市中央区長から送付同市中央区千葉港五番地丙山信雄戸籍に入籍につき除籍㊞	除　　籍	【除籍日】平成６年６月１８日 【除籍事由】父を丙山信雄と定める裁判確定 【裁判確定日】平成６年６月１１日 【申請日】平成６年６月１６日 【申請人】丙山信雄 【送付を受けた日】平成６年６月１８日 【受理者】千葉市中央区長 【入籍戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　丙山信雄	
206	親子関係不存在確認の裁判による訂正申請		子の戸籍	同　上	平成六年七月七日丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存在確認の裁判確定同月拾六日甲野義太郎申請消除㊞	消　　除	【消除日】平成６年７月１６日 【消除事項】出生事項 【消除事由】丙野久吉及び同人妻ハナとの親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成６年７月７日 【申請日】平成６年７月１６日 【申請人】甲野義太郎 【従前の記録】 【出生日】平成２年３月４日 【出生地】埼玉県浦和市 【届出日】平成２年３月１０日 【届出人】父	
(196)	昭和23年以後に父から嫡出子出生届がされた子について，母子関係不存在確認の裁判があった場合の訂正申請（父母の婚姻がなく，かつ，出生当時の母の戸籍に入るべき場合）		子の移記される戸籍	子の身分事項欄	平成五年九月八日甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定同月拾五日乙原夏子申請同月拾八日東京都千代田区長から送付同区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から移記㊞	移　　記	【移記日】平成５年９月１８日 【移記事由】甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成５年９月８日 【申請日】平成５年９月１５日 【申請人】乙原夏子 【送付を受けた日】平成５年９月１８日 【受理者】東京都千代田区長 【移記前の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(197)			子の現在の戸籍	同　上	平成五年九月八日甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定同月拾五日乙原夏子申請母の氏名及び父母との続柄訂正東京都中央区小田原町三丁目一番地乙原夏子戸籍に移記につき消除㊞	訂　正	【訂正日】平成５年９月１５日 【訂正事項】母の氏名，父母との続柄 【訂正事由】甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成５年９月８日 【申請日】平成５年９月１５日 【申請人】乙原夏子 【従前の記録】 【母】甲野梅子 【父母との続柄】長男（長女）	
						移　記	【移記日】平成５年９月１５日 【移記事項】出生事項 【移記事由】甲野梅子との親子関係不存在確認の裁判確定 【裁判確定日】平成５年９月８日 【申請日】平成５年９月１５日 【申請人】乙原夏子 【移記後の戸籍】東京都中央区小田原町三丁目１番地　乙原夏子	
207	養子縁組無効の裁判による訂正申請		養子の縁組前の戸籍	養子の従前の身分事項欄	平成六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請同月拾壱日東京都千代田区長から送付縁組の記載消除㊞	消　除	【消除日】平成６年８月１１日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成６年８月４日 【申請日】平成６年８月８日 【申請人】養父　甲野義太郎 【申請人】養母　甲野梅子 【送付を受けた日】平成６年８月１１日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【縁組日】平成４年１月１３日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【送付を受けた日】平成４年１月１５日 【受理者】東京都千代田区長 【入籍戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	注40

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
208			養親の戸籍	養父母の各身分事項欄	平成六年八月四日養子英助との養子縁組無効の裁判確定同月八日申請縁組の記載消除㊞	消　除	【消除日】平成６年８月８日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養子英助との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成６年８月４日 【申請日】平成６年８月８日 【従前の記録】 【縁組日】平成４年１月１３日 【共同縁組者】妻（夫） 【養子氏名】乙川英助	
209				養子の身分事項欄	平成六年八月四日養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定同月八日養父母申請消除㊞	消　除	【消除日】平成６年８月８日 【消除事項】縁組事項 【消除事由】養父甲野義太郎養母梅子との養子縁組無効の裁判確定 【裁判確定日】平成６年８月４日 【申請日】平成６年８月８日 【申請人】養父　甲野義太郎 【申請人】養母　甲野梅子 【従前の記録】 【縁組日】平成４年１月１３日 【養父氏名】甲野義太郎 【養母氏名】甲野梅子 【従前戸籍】大阪市北区老松町二丁目６番地　乙川孝助	
210	婚姻無効の裁判による訂正申請		夫の婚姻前の戸籍	夫の従前の身分事項欄	平成五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日申請婚姻の記載消除㊞	消　除	【消除日】平成５年１０月２０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成５年１０月１１日 【申請日】平成５年１０月２０日 【従前の記録】 【婚姻日】平成４年９月１０日 【配偶者氏名】乙野幸子 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１０番地 【称する氏】夫の氏	注41
211			妻の婚姻前の戸籍	妻の従前の身分事項欄	平成五年拾月拾壱日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日夫申請婚姻の記載消除㊞	消　除	【消除日】平成５年１０月２０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成５年１０月１１日 【申請日】平成５年１０月２０日 【申請人】夫 【従前の記録】 【婚姻日】平成４年９月１０日 【配偶者氏名】甲野義男 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目１０番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
212			夫婦の戸籍	戸籍事項欄	平成五年拾月弐拾日消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成５年１０月２０日	
213				夫の身分事項欄	平成五年拾月拾壱日妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日申請消除㊞	消　除	【消除日】平成５年１０月２０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】妻乙野幸子との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成５年１０月１１日 【申請日】平成５年１０月２０日 【従前の記録】 【婚姻日】平成４年９月１０日 【配偶者氏名】乙野幸子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野幸雄	
214				妻の身分事項欄	平成五年拾月拾壱日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日夫申請消除㊞	消　除	【消除日】平成５年１０月２０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成５年１０月１１日 【申請日】平成５年１０月２０日 【申請人】夫 【従前の記録】 【婚姻日】平成４年９月１０日 【配偶者氏名】甲野義男 【従前戸籍】東京都千代田区神保町二丁目５番地　乙野太郎	
(198)	婚姻無効の裁判による訂正申請（妻の婚姻前の戸籍が転籍により除籍されている場合）		妻の回復後の戸籍（転籍後の戸籍）	妻の回復した身分事項欄	申請により平成六年八月弐拾弐日京都市上京区長から送付記載㊞	記　録	【記録日】平成６年８月２２日 【記録事由】申請 【送付を受けた日】平成６年８月２２日 【受理者】京都市上京区長	注42
(199)			妻の婚姻前の戸籍（転籍前の戸籍）	妻の従前の身分事項欄	平成六年八月拾日夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定同月弐拾日夫申請婚姻の記載消除東京都千代田区平河町一丁目四番地乙野太郎戸籍に回復㊞	消　除	【消除日】平成６年８月２０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】夫甲野義男との婚姻無効の裁判確定 【裁判確定日】平成６年８月１０日 【申請日】平成６年８月２０日 【申請人】夫 【回復後の戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙野太郎 【従前の記録】 【婚姻日】平成５年１０月５日 【配偶者氏名】甲野義男 【新本籍】京都市上京区小山初音町１８番地 【称する氏】夫の氏	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(200)	夫婦の称する氏の訂正申請（「夫の氏」を「妻の氏」と訂正する場合）		妻を筆頭者とする新戸籍	戸籍事項欄	平成五年参月参日編製㊞ 婚姻届出錯誤につき平成五年五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年六月拾日夫申請記載㊞	戸籍編製記録	【編製日】平成５年３月３日 【記録日】平成５年６月１０日 【記録事由】婚姻届出錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年５月２０日 【申請日】平成５年６月１０日 【申請人】夫	
(201)				妻の身分事項欄	平成五年参月参日甲野一郎と婚姻届出千葉市中央区千葉港五番地乙野英助戸籍から入籍㊞	婚姻	【婚姻日】平成５年３月３日 【配偶者氏名】甲野一郎 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　乙野英助	
(202)				夫の身分事項欄	平成五年参月参日乙野竹子と婚姻届出東京都千代田区永田町一丁目五番地甲野太郎戸籍から入籍㊞	婚姻	【婚姻日】平成５年３月３日 【配偶者氏名】乙野竹子 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目５番地　甲野太郎	
(203)			夫を筆頭者とした戸籍	戸籍事項欄	平成五年六月拾日消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成５年６月１０日	
(204)				夫の身分事項欄	婚姻届出錯誤につき平成五年五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年六月拾日申請消除㊞	消除	【消除日】平成５年６月１０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】婚姻届出錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年５月２０日 【申請日】平成５年６月１０日 【従前の記録】 【婚姻日】平成５年３月３日 【配偶者氏名】乙野竹子 【従前戸籍】東京都千代田区永田町一丁目５番地　甲野太郎	
(205)				妻の身分事項欄	婚姻届出錯誤につき平成五年五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年六月拾日夫申請消除㊞	消除	【消除日】平成５年６月１０日 【消除事項】婚姻事項 【消除事由】婚姻届出錯誤につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年５月２０日 【申請日】平成５年６月１０日 【申請人】夫 【従前の記録】 【婚姻日】平成５年３月３日 【配偶者氏名】甲野一郎 【従前戸籍】千葉市中央区千葉港５番地　乙野英助	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(206)			夫の婚姻前の戸籍	夫の身分事項欄	平成五年五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年六月拾日申請婚姻事項中称する氏を「妻の氏」と訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成５年６月１０日 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年５月２０日 【申請日】平成５年６月１０日 【従前の記録】 【称する氏】夫の氏	
(207)			妻の婚姻前の戸籍	妻の身分事項欄	平成五年五月弐拾日戸籍訂正許可の裁判確定同年六月拾日夫申請同月拾五日東京都千代田区長から送付婚姻事項中称する氏を「妻の氏」と訂正㊞	訂　正	【訂正日】平成５年６月１５日 【訂正事由】戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成５年５月２０日 【申請日】平成５年６月１０日 【申請人】夫 【送付を受けた日】平成５年６月１５日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【称する氏】夫の氏	
(208)	不受理期間中に協議離婚届が受理され妻について復籍の記載後その記載をすべきでない旨の通知があった場合の職権訂正		同　上	同　上	離婚の記載をすべきでない旨の平成五年弐月拾弐日付東京都千代田区長の通知により同月拾五日消除㊞	消　除	【消除日】平成５年２月１５日 【消除事項】離婚事項 【消除事由】離婚の記録をすべきでない旨の平成５年２月１２日付け東京都千代田区長の通知 【通知を受けた日】平成５年２月１５日 【従前の記録】 【離婚日】平成５年１月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【送付を受けた日】平成５年１月１５日 【受理者】京都市上京区長 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎	
(209)	市町村長の過誤による死亡の記載の職権訂正		回復すべき戸籍	戸籍事項欄	戸籍消除の記載は誤記につき平成五年拾弐月拾日許可同月拾参日回復㊞	戸籍回復	【回復日】平成５年１２月１３日 【回復事由】戸籍消除の記録誤記 【許可日】平成５年１２月１０日	注43
(210)			消除された戸籍	同　上	戸籍消除の記載は誤記につき平成五年拾弐月拾参日その記載消除㊞	消　除	【消除日】平成５年１２月１３日 【消除事項】戸籍消除事項 【消除事由】戸籍消除の記録誤記 【従前の記録】 【消除日】平成５年１１月５日	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(211)				死亡と記載された者の身分事項欄	死亡の記載は誤記につき平成五年拾弐月拾日許可同月拾参日その記載消除㊞	消　除	【消除日】平成５年１２月１３日 【消除事項】死亡事項 【消除事由】死亡の記録誤記 【許可日】平成５年１２月１０日 【従前の記録】 【死亡日】平成５年１０月３０日 【死亡時分】午前１１時 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成５年１１月５日 【届出人】親族　甲野梅子	
(212)	配偶者の死亡による婚姻解消に関する記載遺漏についてする職権訂正		夫婦の戸籍	生存配偶者の身分事項欄	平成五年六月弐日夫死亡同年七月拾日記載㊞	配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成５年６月２日 【記録日】平成５年７月１０日	
(213)	入籍届の届出人の資格の記載遺漏についてする職権訂正		入籍者の戸籍	入籍者の身分事項欄	父の氏を称する入籍事項中届出人の資格の記載遺漏につき平成五年弐月拾弐日許可同月拾五日記載㊞	訂　正	【訂正日】平成５年２月１５日 【訂正事由】記録遺漏 【許可日】平成５年２月１２日 【記録の内容】 【届出人】親権者父	注44
(214)	分籍無効による訂正申請		分籍前の戸籍	分籍者の従前の身分事項欄	分籍無効につき平成七年四月拾日戸籍訂正許可の裁判確定同月弐拾五日申請同月弐拾七日東京都千代田区長から送付分籍の記載消除㊞	消　除	【消除日】平成７年４月２７日 【消除事項】分籍事項 【消除事由】分籍無効につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成７年４月１０日 【申請日】平成７年４月２５日 【送付を受けた日】平成７年４月２７日 【受理者】東京都千代田区長 【従前の記録】 【分籍日】平成７年２月５日 【送付を受けた日】平成７年２月１０日 【受理者】東京都千代田区長 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	注45
(215)			分籍後の新戸籍	戸籍事項欄	平成七年四月弐拾五日消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成７年４月２５日	
(216)				分籍者の身分事項欄	分籍無効につき平成七年四月拾日戸籍訂正許可の裁判確定同月弐拾五日申請消除㊞	消　除	【消除日】平成７年４月２５日 【消除事項】分籍事項 【消除事由】分籍無効につき戸籍訂正許可の裁判確定 【裁判確定日】平成７年４月１０日 【申請日】平成７年４月２５日 【従前の記録】 【分籍日】平成７年２月５日 【従前戸籍】京都市上京区小山初音町１８番地　甲野義太郎	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
215	複本籍につき訂正申請をする者がないためにする職権訂正		複本籍者の除かれるべき戸籍	複本籍者の身分事項欄	千葉市中央区千葉港五番地甲野義太郎同籍英助の複本籍につき平成四年拾壱月九日許可同月拾日消除㊞	消除	【消除日】平成４年１１月１０日 【消除事項】戸籍の記録全部 【消除事由】千葉市中央区千葉港５番地甲野義太郎同籍英助の複本籍 【許可日】平成４年１１月９日	
(217)	戸籍法施行規則41条１項による訂正		訂正すべき者の戸籍	訂正すべき者の身分事項欄	出生の記載は転籍（縁組）届受理後にされているため平成参年拾月参日その記載消除㊞	消除	【消除日】平成３年１０月３日 【消除事項】出生事項 【消除事由】出生の記録が転籍（縁組）届受理後にされているため 【従前の記録】 【出生日】平成３年９月８日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成３年９月１５日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成３年９月１９日 【受理者】東京都千代田区長	
(218)	同規則43条による訂正		同上	同上	同居者丙原正作届出による出生の記載は父の出生届受理後にされているためその記載消除㊞ 平成四年壱月拾日京都市上京区で出生同月拾六日父届出同月拾八日同区長から送付入籍㊞	消除	【消除日】平成４年１月１８日 【消除事項】出生事項 【消除事由】同居者丙原正作届出による出生の記録が父の出生届出受理後にされているため 【従前の記録】 【出生日】平成４年１月１０日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成４年１月１７日 【届出人】同居者　丙原正作	
						出生	【出生日】平成４年１月１０日 【出生地】京都市上京区 【届出日】平成４年１月１６日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成４年１月１８日 【受理者】京都市上京区長	
(219)	氏の文字の記載訂正の申出があった場合		同上	戸籍事項欄	平成拾八年拾月壱日「喜」に文字訂正㊞	文字訂正	【訂正日】平成１８年１０月１日 【従前の記録】 【氏】喜多	
(220)	筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載訂正の申出があった場合		申出をした者の戸籍	申出をした者の身分事項欄	平成六年拾月四日「初」に文字訂正㊞	文字訂正	【訂正日】平成６年１０月４日 【従前の記録】 【父】甲野初男	
(221)	名の字体を通用字体に改める申出があった場合		更正すべき者の戸籍	更正すべき者の身分事項欄	平成六年拾月壱日「静」に文字更正㊞	文字更正	【更正日】平成６年１０月１日 【従前の記録】 【名】靜子	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
216	性別の取扱いの変更の裁判確定による嘱託		性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の新戸籍	戸籍事項欄	平成弐拾四年八月弐拾参日編製㊞	戸籍編製	【編製日】平成２４年８月２３日	
217				変更の裁判を受けた者の身分事項欄	平成弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条による裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍から入籍父母との続柄の記載更正㊞	平成１５年法律第１１１号３条	【平成１５年法律第１１１号３条による裁判確定日】平成２４年８月２０日 【記録嘱託日】平成２４年８月２３日 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地　甲野義太郎 【従前の記録】 【父母との続柄】長男	
218			性別の取扱いの変更の裁判を受けた者の従前の戸籍	変更の裁判を受けた者の身分事項欄	平成弐拾四年八月弐拾日平成拾五年法律第百十一号三条による裁判確定同月弐拾参日嘱託東京都千代田区平河町一丁目四番地に新戸籍編製につき除籍㊞	平成１５年法律第１１１号３条	【平成１５年法律第１１１号３条による裁判確定日】平成２４年８月２０日 【記録嘱託日】平成２４年８月２３日 【新本籍】東京都千代田区平河町一丁目４番地	

注40　養子の縁組前の戸籍中養子の回復後の身分事項欄には，規則39条１項各号に掲げる事項のみを記載すれば足り，回復に関する訂正事項の記載は要しない。

注41　夫及び妻の各婚姻前の戸籍中夫及び妻の回復後の各身分事項欄には，規則39条１項各号に掲げる事項のみを記載すれば足り，回復に関する訂正事項の記載は要しない。

注42　夫の婚姻前の戸籍中夫の従前の身分事項欄並びに夫婦の戸籍中戸籍事項欄及び夫婦の各身分事項欄の記載は，210・212～214の振り合いによる。

注43　回復すべき戸籍中回復者の身分事項欄には，規則39条１項各号に掲げる事項のみを記載すれば足り，回復に関する訂正事項の記載は要しない。

注44　入籍事項中「父の氏を称する入籍」の記載の次に，「親権者父」を右側に加入する方法で訂正する。

注45　分籍前の戸籍中分籍者の回復後の身分事項欄には，規則39条１項各号に掲げる事項のみを記載すれば足り，回復に関する訂正事項の記載は要しない。

（14　雑）

(222)	戸籍又は除籍が滅失した場合（火災により滅失したとき）		再製する戸(除)籍	戸籍事項欄	平成五年拾弐月六日火災のため滅失につき平成六年六月拾五日再製㊞	戸籍再製	【再製日】平成６年６月１５日 【再製事由】平成５年１２月６日火災のため滅失	
(223)	同上（滅失の年月日，原因が明らかでないとき）		同上	同上	平成五年拾壱月弐拾弐日滅失発見につき同年拾弐月弐拾五日再製㊞	戸籍再製	【再製日】平成５年１２月２５日 【再製事由】平成５年１１月２２日滅失発見	
(224)	戸籍又は除籍が滅失のおそれある場合		同上	同上	平成拾弐年拾月弐拾参日再製㊞	戸籍再製	【再製日】平成１２年１０月２３日	
(225)			滅失のおそれがある戸(除)籍	同上	平成拾弐年拾月弐拾参日再製につき消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成１２年１０月２３日 【特記事項】再製につき消除	

番号	事件の種別	届出地	記載する戸籍	記載する欄	記　載　例	コンピュータシステムによる証明書記載例		備考
(226)	戸籍又は除籍の一部が滅失のおそれある場合		再製する戸(除)籍	同　上	平成拾弐年拾壱月六日第二・三葉再製㊞			注46
(227)			滅失のおそれがある戸(除)籍	滅失のおそれがある戸籍用紙初葉の上部右側欄外	平成拾弐年拾壱月六日再製につき消除（東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野義太郎戸籍第二・三葉）㊞			
(228)	戸籍法第十一条の二第一項の申出があった場合		再製する戸(除)籍	戸籍事項欄	平成拾五年壱月拾五日再製㊞	戸籍再製	【再製日】平成１５年１月１８日 【再製事由】戸籍法第１１条の２第１項	
(229)			戸籍訂正がされた戸(除)籍	同　上	平成拾五年壱月拾五日戸籍法第十一条の二第一項の規定による再製につき消除㊞	戸籍消除	【消除日】平成１５年１月１８日 【特記事項】戸籍法第１１条の２第１項の規定による再製につき消除	
(230)	戸籍法第十一条の二第二項の申出があった場合		再製する戸(除)籍	同　上	平成拾五年壱月拾五日再製㊞			注46
(231)			文字の訂正、追加又は削除がされた戸(除)籍	同　上	平成拾五年壱月拾五日戸籍法第十一条の二第二項の規定による再製につき消除㊞			
(232)	名の傍訓消除の申出		傍訓を消除する者の戸籍	傍訓を消除する者の身分事項欄	申出により平成五年五月四日名の傍訓消除㊞			注46

注46　(226)，(227)，(230)，(231)，(232) は，コンピュータシステムによる場合には不要記載例である。